

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	136 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	108 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	67 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	47 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から39年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間①については、父から、まとめて納付したという話を聞いたことがあり、申立期間②については、父が私の保険料と一緒に納付していた妹や兄の保険料は納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人は国民年金保険料の納付を開始した昭和39年4月以降、当該期間を除き、平成7年1月に厚生年金保険に加入するまでの保険料をすべて納付している。

また、申立人の父親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする兄及び妹の当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の手帳記号番号は、申立人が22歳となる昭和39年*月に払い出されており、申立人は当該払出時点で現年度保険料となる39年4月分から保険料を納付していること、申立人の父親が加入手続及び保険料の納付

をしていたとする妹の手帳記号番号は、妹が 22 歳となる 42 年*月に払い出され、20 歳到達時から当該払出前までの期間は国民年金に未加入となっていることなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月、同年11月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月及び同年3月
② 昭和47年11月から48年3月まで

私は、夫とともに区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付実施期間直前の昭和48年11月に夫と連番で払い出されており、申立人は、申立期間を含む42年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料を49年1月30日から50年4月30日にかけて第2回特例納付及び過年度納付により納付したことを示す6枚の領収証書を所持しており、これらの納付済み保険料が還付された事実も認められず、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から39年3月まで
② 昭和40年4月から42年3月まで
③ 昭和44年4月から45年3月まで
④ 昭和46年1月から同年3月まで

私は、夫婦で国民年金に加入して、妻が二人分の国民年金保険料を納付していた。妻の保険料が納付済みになっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の昭和39年7月ごろに妻と連番で払い出されており、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は、当該期間及び昭和39年度の保険料が未納となっていること、申立期間②及び③については、妻は、昭和45年11月に、第1回特例納付及び過年度納付により当該期間の保険料を納付しており、これについては、特例納付などの特殊な納付記録があった場合に保存される特殊台帳及び昭和59年度作成の年度別納付状況リストにおける附則13条による納付があったことを示す記載等により確認できるが、申立人の特殊台帳

は無く、また、年度別納付状況リストでも附則 13 条による納付を示す記載は無く、当該期間の保険料は未納とされていることなど、申立人の妻がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から40年5月まで
② 昭和58年12月から60年3月まで

申立期間①については、母が将来を案じて私の国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間②については、私が昭和58年12月に会社を辞めた後、国民年金の加入手続きをし、保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間については、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された60年3月時点で当該期間の保険料を現年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和58年12月から59年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、手帳記号番号が払い出された時点では当該期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができな

いため、当時の状況が不明である上、申立人は母親から年金手帳を渡された記憶が無いなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで

私の国民年金の加入手続は、申立期間当時住み込みで働いていた文具店の店主がしてくれ、国民年金保険料も納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 7 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直前の昭和 36 年 3 月に払い出されており、払出時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能な期間である。

さらに、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されている店主の息子は、申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
私の夫は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後 60 歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人と国民年金手帳の記号番号が連番で払い出され、申立人の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫は、昭和 36 年 4 月以降 60 歳到達時の 60 年 12 月までの保険料をすべて納付している。

申立人の夫は、申立期間及び昭和 42 年度の保険料を昭和 47 年 6 月 30 日に第 1 回特例納付により納付しており、当該特例納付時点で、60 歳到達時まで保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間に 4 か月不足するのみであったことから、当該 60 か月の特例納付は、年金を満額に近づけるために行ったものと考えられる。

当該特例納付時点で、申立人の保険料未納期間は夫と同一であり、申立人は昭和 42 年度の保険料を夫の納付日と同一日に特例納付しているにもかかわらず、当該納付済保険料は昭和 61 年 8 月に納付済みに記録追加されており、特例納付記録が適切に管理されていなかった状況が見られること、申立人は、特例納付時点で 60 歳到達時まで保険料を納付すれば国民年金の受給資格期間を満たしていたことから、申立人の特例納付は、夫と同様、年金を満額に近づけるために行ったものと考えられることなどから、申立人の夫が自身の保険料と一緒に、申立人の申立期間の保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月から40年12月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで

私は、雇用主である商店主夫妻に勧められ、20歳になってすぐ国民年金に加入した。昭和41年2月の結婚に伴い、退職するまで、雇用主が給料から控除して国民年金保険料を納付してくれていたと聞いている。結婚後は自分で保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、昭和41年1月から平成14年10月に厚生年金保険に加入するまで、当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月とそれぞれ短期間である。また、申立期間②の保険料を区の集金人に納付したとする方法及び申立期間③の保険料を納付書により納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しているとともに、納付したとする申立期間②の保険料の金額は当時の保険料額と一致する。さらに、当該期間の前後を通じて申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の雇用主が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする雇用主から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状

況が不明であるなど、申立人の雇用主が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年に婚姻してから夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年12月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、納付書により区の出張所で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さはなく、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6944

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、昭和40年に婚姻してから夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、納付書により区の出張所で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、申立期間の前後を通じて申立人夫婦の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私の母は、申立期間の私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、集金人に保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市において実施されていた納付組織が集金する方法と合致する。さらに、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の母親及び義姉は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 12 月までの期間、55 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 8 月から 48 年 9 月まで
② 昭和 50 年 2 月から 54 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から同年 12 月まで
④ 昭和 55 年 4 月及び同年 5 月

私の母は、昭和 43 年 8 月に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、同居していた間、私の国民年金保険料を納付してしてくれた。申立期間③当時は、母と別居しており、私が保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、申立人は、当該期間直前の国民年金保険料を納付しており、当該期間は 6 か月及び 2 か月とそれぞれ短期間である。また、申立人が申立期間③の保険料を納付したとする区役所及び申立人の母親が申立期間④の保険料を納付したとする市の区役所は、当時保険料の収納を取り扱っており、当該期間及びその直前の納付済み期間を通じて申立人の仕事に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①及び②の大部分は国外に居住していたと説明しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と相

違するなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年4月時点では、申立期間①、及び②の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年12月までの期間、55年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 39 年 3 月に国民年金に加入し、それまでの未納分の国民年金保険料を自宅に来た区役所職員に一括で納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年に、自宅に国民年金加入の勧誘に来た区の職員に勧められ、それまで未納であった申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしており、納付時に領収書を受領したこと、申立期間後に散見される未納期間については、申立期間直後の昭和 39 年度は事業の立ち上げや双子の出産等で出費が重なって生活が苦しくなり、夫の反対もあって保険料を納付しなかったことなど、当時の加入手続、納付方法及びその後の納付状況等について具体的に説明している。

また、申立期間前の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの納付済み期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 39 年 10 月時点では、本来は時効により保険料を納付できない期間であるが、申立人が特例納付したことは確認できず、申立人は加入時に一括納付したと主張していることから、時効期間経過後に納付されたものと推察され、その時点で一部時効により保険料を納付することができない期間が含まれる申立期間の保険料も納付できたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から44年3月まで

私は、申立期間当時居住していた区で国民年金に加入し、年金手帳に印を押してもらった方法で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間については、申立人は、当該期間後は、申請免除期間を除き60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された43年11月時点で当該期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人が印紙検認により3か月ごとに保険料を納付していたとする納付方法は、申立期間当時に申立人が居住していた区の収納方法と合致し、納付していたとする保険料額も当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間に近接する昭和45年4月から46年12月までの保険料について、平成21年9月に、申立人の所持する領収書に基づき未納から納付済みに記録訂正が行われているなど申立人に係る記録管理が不適切であった状況も認められる。

しかしながら、昭和40年1月から43年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の上記の手帳記号番号の払出時点では、当該期間のうち、40年1月から41年9月までの保険料は時効により納付することができないこと、41年10月から43年3月までの保険料は過年度保険料となるが、申立

人は加入時にさかのぼって保険料を納付した記憶が曖昧^{あいまい}であること、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろに国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付し、何度か領収書をもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後 60 歳到達時まで、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する国民年金手帳には発行日が昭和 37 年 11 月 29 日と記載されていることから、申立人の加入手続は当該時期に行われたと考えられ、その時点で申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったこと、申立人は、集金人による印紙検認とは別に、集金人から領収書を受領した記憶があると具体的に説明しており、申立人が当時居住していた地域では、昭和 37 年度から過年度保険料を収納するために集金人が戸別訪問していたことが確認でき、その納付方法は過年度保険料を納付する場合の方法に合致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から55年6月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から55年6月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

私は、母の勧めで国民年金の任意加入手続を行い、途切れることなく国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月の国民年金への加入以降、平成12年*月に60歳に到達するまで国民年金加入期間は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間①については、当該期間は12か月と短期間であり、その前後の保険料は納付済みである。また、申立人は、当該期間中の約半年間は、長男の受験事情で別の区に住居登録をしていたと説明しているが、昭和55年2月に元の区に戻っていることが戸籍附票により確認でき、当該期間が属する昭和54年度及び55年度の保険料納付書はそれぞれ年度当初に受け取っていたものと考えられること、申立人の保険料の納付方法、納付場所等納付に関する記憶は具体的である上、当時の納付方法等と一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間の直前の保険料は納付済みである。また、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人夫婦の職業及び住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は見られないこと、申立人の保険料の納付方法、納付場所、納付した時期等納付に関する記憶は具体的である上、当時の納付方法と一致していることなど、申立内

容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から44年3月まで
② 昭和44年7月から47年5月まで
③ 昭和47年9月から48年12月まで
④ 昭和50年4月から同年9月まで

私は、20歳のころから国民年金保険料を納付していたと記憶している。申立期間①については、区からハガキが届き、300円くらいの保険料を納付した記憶がある。申立期間②及び③については、仕事の都合で転々としていたため、納付書が届かず、納付できなかった時期もあるが、納付書が届けば、金融機関で保険料を納付してきた。申立期間④については、転居した区から納付書が届き、納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間は6か月と短期間であり、前後の期間は納付済みであること、申立人には、国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で2回払い出されており、二つ目の手帳記号番号が払い出された区の払出簿には、昭和50年6月に現在居住する区に転出した旨が記載されており、現在居住する区において当該期間の保険料納付書が発行されたと考えられること、申立人の保険料の納付方法等の記憶は具体的であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人がこれらの当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付方法、納

付場所、納付した時期等に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、元夫もこれらの期間は未納である。

また、申立期間①について、申立人の一つ目の手帳記号番号は当該期間の昭和41年3月ごろに払い出されているが、当該払出時点では、当該期間のうち、38年12月以前は時効により保険料を納付することができない期間であり、その後の期間について、申立人は保険料をさかのぼってまとめて納付した記憶はないとしており、過年度納付したとは考えられないこと、申立期間②及び③について、当該期間に挟まれた47年6月から同年8月までの厚生年金保険加入期間は、平成19年10月に記録追加された期間であり、この期間のみを除いて当該期間の保険料を納付したとは考えられず、その当時保険料を納付していたとすれば、この期間の保険料の還付があるはずであるが、還付の記録はないことなど、申立人がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、44 年 1 月から同年 3 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間、53 年 7 月から同年 9 月までの期間、54 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、63 年 4 月から平成元年 3 月までの期間については、国民年金保険料を免除されていたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 50 年 1 月から同年 9 月まで
④ 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月まで
⑧ 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、国民年金の集金人が加入勧奨に来た際、母に勧められて、国民年金に加入した。婚姻までの期間の国民年金保険料は母親が納付してくれていて、申立期間①については、加入時に親がさかのぼって納付してくれたと記憶している。申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦は、私が元夫の保険料と一緒に納付していたはずである。申立期間⑧は前後の期間の保険料免除を申請しておりこの期間だけ申請免除を行わなかったわけがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 3 月時点では、国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間

であり、当該期間直後の期間の保険料は納付済みである。また、申立人は、母親が加入時に保険料をまとめて納付した際の保険料の納付方法、納付場所等納付に関する記憶が具体的である上、申立人は、当該期間後の45年10月から46年3月までの期間及び46年7月から47年3月までの期間の保険料を第2回特例納付で納付しており、先に経過した未納月分である当該期間の保険料を納付しないまま、後の期間の保険料を特例納付することは不自然であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②、④、⑤及び⑥については、申立期間②、④及び⑤はいずれも3か月、⑥は9か月と短期間で、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人は、保険料の納付方法、納付場所等納付に関する記憶は具体的である。また、いずれの期間も申立人が一緒に保険料を納付していたとする元夫は納付済みであるなど申立内容に不自然さは見られない。

申立期間⑦のうち、昭和55年7月から同年9月の期間については、元夫も納付済みであるなど申立内容に不自然さは見られない。

申立期間⑧については、当該期間前後の期間は長期にわたって保険料は免除となっており、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活環境には変化は無く、当該期間において申立人の収入状況が改善された事情も見当たらない上、当時居住していた区では、申請免除者に対しては毎年免除申請を行うよう通知を行い、さらに未申請者には督促していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③及び申立期間⑦のうち、昭和55年4月から同年6月までの期間及び同年10月から59年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、婚姻期間中の申立人及び元夫の納付済み期間と未納期間はおおむね一致しており、当該期間は元夫も未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間、44年1月から同年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間、53年7月から同年9月までの期間、54年4月から同年12月までの期間及び55年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月から 63 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月から 59 年 12 月まで
② 昭和 62 年 2 月から 63 年 4 月まで

私は、昭和 48 年 3 月に会社を退職後、具体的な時期は憶えていないが、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。また、昭和 55 年 11 月から 57 年 1 月まで婚姻していた妻及び 58 年 8 月に再婚した妻は、婚姻中、私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直前の国民年金保険料を納付しており、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区及び当時の過年度保険料の納付方法と合致し、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人及びその妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付場所、納付額等の記憶が曖昧である。また、昭和 55 年 11 月から 57 年 1 月まで申立人と婚姻し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の先妻から当時の納付状況等を聴くことは困難であり、58 年 8 月に申立人が再婚し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。さらに、申立人の先妻及び妻は、当該期間のうち申立人と婚姻中の保険料（妻の厚生年金保険加入期間を除く）がそれぞれ未納となっているなど、申

立人及びその妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された61年9月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年2月から63年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月

私は、昭和52年3月に区役所で国民年金の任意加入手続及び付加保険料の納付の申込みを行い、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和52年4月から61年4月に国民年金第3号被保険者の資格を取得するまで、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、52年3月に国民年金に任意加入し、付加保険料の納付を申し出た旨記載されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6966

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月及び同年5月
私は、昭和59年12月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の直前の国民年金保険料を納付しており、申立期間は2か月と短期間である。また、納付書により金融機関で保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6967（事案 4856 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで
② 昭和 52 年 1 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 7 月から 60 年 3 月まで
④ 昭和 61 年 1 月から 62 年 2 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から当時婚姻していた夫が 60 歳になるまで夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとする保険料の金額の記憶が曖昧であり、申立人が保険料を納付したとする当時婚姻していた申立人の夫も、申立期間の大部分の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間④については、当初の決定後に、申立人から昭和 62 年分の確定申告書が提出され、当該確定申告書に記載された保険料支払額は、当該期間当初の 61 年 1 月から 62 年 12 月までの夫婦二人分の保険料（オンライン記録により 63 年 4 月に納付したことが確認できる 61 年 4 月から 62 年 2 月までの夫の保険料を除く）を納付した場合の保険料額とおおむね一致することから、申立期間④の国民年金保険料を納付していたことが認められ

る。

一方、申立期間①、②及び③については、上記の確定申告書には当該期間の保険料納付を示す記載は見当たらず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年6月まで

私は、納付書により郵便局で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月から60年5月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っており、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から50年9月まで

私は、昭和45年ごろ、母に勧められて国民年金の加入手続きを行い、納付書により国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、保険料を納付したとする区役所は、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間より前の46年1月に婚姻による氏名及び住所変更の手続きを行った旨記載されていることから、申立人が当時居住していた区で、申立人の納付書が発行されていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私は、昭和53年に転職した会社が厚生年金適用事業所ではなかったため国民年金に加入した。会社の事務担当が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を代行してくれたと記憶している。53年9月から56年5月までの会社在籍中は、定期的に会社を通じて保険料を納付してきたのに、申立期間の付加保険料を含む保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の一回のみであり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付済みである上、申立期間の前後の期間は、付加保険料を含む保険料を納付している。

また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の職業や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化も認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から57年3月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、国民年金に加入してから、毎年納付書が送られてくると、その都度市役所で定期的に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ12か月と短期間であり、申立人は、昭和52年1月に国民年金に任意加入してから、60歳になるまで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付済みである。

また、申立期間当時に納付書により納付したとする方法は、申立人が居住していた市の納付方法と合致している上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の夫の職業や住所に変更は無く、申立人の生活状況等に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から6年2月まで

私は、社会保険事務所（当時）の職員に勧められ、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳到達前に年金の受給についての説明を受けるために社会保険事務所へ行き、申立期間の国民年金保険料を納付するよう勧められたと具体的に説明しており、申立人が一括して納付したとしている金額は、申立期間直前の2か月分の納付済みの過年度保険料額と申立期間の保険料額を合わせた額におおむね一致していること、申立人が納付したとする60歳到達ごろの時点で、申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年9月まで

私の夫は、区役所で私の国民年金の加入手続をするとともに、加入手続後に送ってもらった納付書で夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間後60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年1月時点で、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の夫は、当該手帳記号番号が払い出された時期に申立期間の自身の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び49年7月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和49年7月から50年6月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれており、父が亡くなってからは私が保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月及び12か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金制度発足当初から60歳到達時までの国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間それぞれの前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人は、昭和49年4月に転居した際に国民年金の住所変更手続を適切に行っていることが被保険者台帳から確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京厚生年金 事案 7181～7203（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

〈申立期間〉（別添一覧表参照）の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社（現在は、B社）が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」等により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、「賞与明細一覧表」等における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7181	男		昭和24年生		平成16年6月30日	150万 円
7182	女		昭和24年生		平成16年6月30日	150万 円
					平成18年6月30日	150万 円
7183	女		昭和23年生		平成16年6月30日	150万 円
					平成18年6月30日	150万 円
7184	男		昭和25年生		平成16年6月30日	150万 円
					平成18年6月30日	150万 円
7185	男		昭和28年生		平成16年6月30日	150万 円
					平成18年6月30日	150万 円
7186	男		昭和26年生		平成16年6月30日	150万 円
					平成18年6月30日	150万 円
7187	男		昭和28年生		平成16年6月30日	146万 7,000円
					平成18年6月30日	150万 円
7188	男		昭和30年生		平成16年6月30日	150万 円
					平成18年6月30日	150万 円
7189	男		昭和40年生		平成16年6月30日	150万 円
					平成18年6月30日	150万 円
7190	男		昭和29年生		平成16年6月30日	141万 4,000円
					平成18年6月30日	150万 円
7191	女		昭和26年生		平成16年6月30日	131万 9,000円
					平成18年6月30日	150万 円
7192	女		昭和33年生		平成16年6月30日	124万 6,000円
					平成18年6月30日	150万 円
7193	男		昭和37年生		平成16年6月30日	131万 円
					平成18年6月30日	150万 円
7194	女		昭和38年生		平成16年6月30日	122万 3,000円
					平成18年6月30日	150万 円
7195	女		昭和38年生		平成16年6月30日	128万 2,000円
					平成18年6月30日	138万 6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7196	女		昭和29年生		平成16年6月30日	87万 円
					平成18年6月30日	128万 3,000円
7197	女		昭和36年生		平成16年6月30日	31万 円
7198	男		昭和31年生		平成18年6月30日	135万 4,000円
7199	男		昭和36年生		平成18年6月30日	150万 円
7200	女		昭和39年生		平成18年6月30日	100万 6,000円
7201	男		昭和41年生		平成18年6月30日	150万 円
7202	女		昭和41年生		平成18年6月30日	143万 4,000円
7203	男		昭和38年生		平成18年6月30日	150万 円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年7月1日であると認められることから、申立期間について、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の平成5年12月から7年6月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から7年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の一部について標準報酬月額が給与水準に比べ低く記録され、また、一部の期間は加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、申立期間も継続して勤務しており、当該期間の給与水準も35万円以上であったので、申立期間の標準報酬月額について給与を反映した標準報酬月額に訂正してほしい。また、一部加入記録が無い期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

グループ企業の基幹であるB社が一括加入している雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人は平成7年6月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日以降の8年1月8日付けで、さかのぼって6年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、申立人の同社における被保険者資格喪失日は同年10月31日と記録され、5年12月から6年9月までの期間に係る標準報酬月額が22万円から8万円に減額訂正されている。

また、申立人は、A社において正社員として営業に従事していたとしている

ところ、同社に係る商業登記簿謄本によれば、申立人は同社の取締役として登記されており、さらに、申立期間当時、同社については、社会保険事務所が保管する資料により厚生年金保険料の滞納の記録が確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年4月30日以降に、標準報酬月額の時決定が行われていることが確認できることから、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び申立期間の標準報酬月額に係る当該処理を行う合理的な理由は無く、当該処理について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成7年7月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、22万円に訂正することが必要である。

なお、申立人は、申立期間当時、給与水準は35万円以上であり、申立期間について、給与水準に見合う標準報酬月額が記録されており低額であるので訂正してほしい旨申し立てしているところ、申立人からその主張する給与支給額あるいは給与からの厚生年金保険料の控除額を示す資料等は提出されず、A社元代表取締役より、当時の人事関係記録は廃棄済みのため厚生年金保険料の控除等について不明である旨の回答があり、申立人の申立期間における給与支給額あるいは給与からの厚生年金保険料の控除額の実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する給与水準に見合う標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②のうち、平成4年2月28日から同年10月1日までの期間については、A社における資格喪失日は、同年10月1日であると認められることから、当該期間のうちの厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間②のうち、平成4年10月1日から5年5月1日までの期間については、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち当該期間に係る資格喪失日（4年10月1日）及び資格取得日（5年5月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を 41 万に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成5年5月から6年5月までの期間は 41 万円、同年6月から7年3月までの期間は 44 万円、同年4月から8年11月までの期間は 50 万円、同年12月から9年5月までの期間は 56 万円、同年6月は 59 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成3年2月1日から4年2月28日まで
② 平成4年2月28日から5年5月1日まで
③ 平成5年5月1日から9年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び③について、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。また、申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間当時の保険料控除額が確認できる給与支給明細書等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から4年1月までの期間は41万円と記録されていたところ、同年3月6日付けで、さかのぼって20万円に減額訂正が行われており、申立人と同様にほかに12人の標準報酬月額も訂正されていることが確認できる。

また、A社の同僚からは、「自分の健康保険の資格が取り消されていることが判明し、社会保険事務所に問い合わせをしたところ、A社が経営難で、厚生年金保険料を滞納していると同事務所の職員から聞かされた。」との供述が得られている。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に役員として登録されておらず、複数の同僚から、「申立人は厚生年金保険の事務や経理に係る職務ではなかった。」旨の供述があることから、申立人は当該減額訂正処理に関与したとは考え難い。

なお、平成3年2月から4年1月までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月6日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②のうち、平成4年2月28日から同年9月30日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は同年10月1日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成6年3月

7日付けで、さかのぼって4年10月の標準報酬月額の時決定の記録が取り消され、申立人のA社における資格喪失日は同年2月28日と記録され、3年2月から同年9月までの標準報酬月額が41万円から20万円に減額訂正されている。

しかし、A社の代表取締役の供述及び申立人から提出のあった給与明細書から、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は申立期間に役員として登録されておらず、複数の同僚から、「申立人は厚生年金保険の事務や経理に係る職務ではなかった。」旨の供述があることから、申立人が当該遡及訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失及び標準報酬月額の減額訂正は事実即ち即しておらず、社会保険事務所において、さかのぼって記録を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められない。

このため、申立人のA社に係る資格喪失日は、平成4年10月1日と認められる。また、申立人の当該期間の標準報酬月額は41万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成4年10月1日から5年5月1日までの期間について、申立人に係る当該期間の被保険者記録が無い。しかし、雇用保険の加入記録及びA社の代表取締役の供述から、申立人は同社に継続して勤務していたことが認められる。また、申立人から提出された給与明細書によると、4年10月から5年4月までの厚生年金保険料控除額は、訂正前のオンライン記録における標準報酬月額に見合う保険料より高い額であったことが認められる。

このため、申立期間②のうち、平成4年10月から5年4月までの期間については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、当該期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにも関わらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主がオンライン記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成4年10月から5年4月までの期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③について、オンライン記録では、申立人は平成7年3月14日

付けで5年5月1日にさかのぼってA社における厚生年金保険被保険者の資格を再取得していることが確認でき、標準報酬月額は、同年5月から9年6月までの期間は、9万2,000円と記録されている。

一方、申立人からは給与明細書及び金融機関個人口座振込履歴が提出されているが、申立期間③のうち給与明細書で確認できる標準報酬月額は、平成5年5月及び同年6月、8年11月から9年1月まで、同年4月から同年6月までであるため、その他の月の標準報酬月額は金融機関個人口座振込履歴から推認する必要がある。

申立期間③のうち、平成5年5月から6年5月までの期間に係る標準報酬月額は、当該期間の給与振込額から41万円と推認でき、給与明細書により確認できる標準報酬月額に見合うことから、当該期間の標準報酬月額を41万円にすることが妥当である。

平成6年6月から7年3月までの期間に係る標準報酬月額は、当該期間の給与振込額から44万円、同年4月から8年11月までの期間に係る標準報酬月額は、当該期間の給与振込額から50万円にすることが妥当である。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、平成8年12月から9年5月までの期間に係る標準報酬月額は、申立人から提出された給与明細書の報酬月額から56万円に、同年6月の標準報酬月額は、当該明細書の保険料控除額から59万円にすることが妥当である。

なお、事業主が当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、オンラインに記録されている標準報酬月額が、給与明細書等から確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、長期間にわたり一致していないことから、事業主は当該報酬月額を社会保険事務所に届けておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間のB社における資格取得日を平成9年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月1日から同年6月1日まで
② 平成9年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、及びB社に勤務していた申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の給与支払明細書から、厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、給料支払明細書及び複数の従業員の供述から、申立人は平成9年5月31日までA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日は、当初、平成9年4月1日とされていたが、同社が申立期間①も法人であったことが確認され、当該期間も厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、既に社会保険事務所における同社の厚生年金保険の適用事業所でなくなった日付は、同年6月1日と訂正されている。

したがって、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおりA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる届出を行っていることから、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び給料支払明細書から、申立人は平成9年6月1日からB社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、当初、平成9年7月1日とされていたが、同年6月1日には法人であることが確認され、申立期間②も厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断されることから、既に社会保険事務所における同社の厚生年金保険の適用事業所となった日付は、同年6月1日と訂正されている。

したがって、事業主は、申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月1日から62年6月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低いことが分かった。当時の給料支給明細表があるので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支給明細表から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準報酬月額については、給料支給明細表の厚生年金保険料控除額から、30万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料等が保管されていないことから不明としており、このほかに

確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給料支給明細表において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案7215～7243（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：〈申立期間〉（別添一覧表参照）

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に社会保険事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表（賃金台帳）及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、支給控除項目一覧表（賃金台帳）及び賞与支払届の写しにおける当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年度に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る<申立期間>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7215	女		昭和24年生		平成15年8月8日	40万円
					平成15年12月19日	30万円
					平成16年8月12日	15万円
					平成17年12月28日	30万円
					平成18年8月4日	50万円
					平成18年12月12日	100万円
7216	男		昭和33年生		平成15年8月8日	40万円
					平成15年12月19日	61万円
					平成16年8月12日	17万5,000円
					平成16年12月29日	15万円
					平成17年12月28日	33万円
					平成18年8月4日	40万円
					平成18年12月12日	53万円
7217	男		昭和36年生		平成15年8月8日	40万円
					平成15年12月19日	51万円
					平成16年8月12日	14万7,000円
					平成16年12月29日	15万円
					平成17年12月28日	30万円
					平成18年8月4日	35万円
					平成18年12月12日	40万円
7218	男		昭和34年生		平成15年8月8日	35万円
					平成15年12月19日	49万円
					平成16年8月12日	15万5,000円
					平成16年12月29日	10万円
					平成17年12月28日	30万円
					平成18年8月4日	37万円
					平成18年12月12日	50万円
7219	男		昭和44年生		平成15年8月8日	25万円
					平成15年12月19日	37万5,000円
					平成16年8月12日	12万5,000円
					平成16年12月29日	6万円
					平成17年12月28日	20万円
					平成18年8月4日	30万円
					平成18年12月12日	38万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7220	男		昭和44年生		平成15年8月8日	35万円
					平成15年12月19日	46万円
					平成16年8月12日	14万円
					平成16年12月29日	12万円
					平成17年12月28日	30万円
					平成18年8月4日	37万円
					平成18年12月12日	52万円
7221	男		昭和46年生		平成15年8月8日	22万円
					平成15年12月19日	32万5,000円
					平成16年8月12日	12万円
					平成16年12月29日	4万円
					平成17年12月28日	12万円
					平成18年8月4日	20万円
					平成18年12月12日	30万円
7222	男		昭和53年生		平成15年8月8日	25万円
					平成15年12月19日	38万3,000円
					平成16年8月12日	6万円
					平成16年12月29日	6万円
7223	男		昭和46年生		平成15年8月8日	27万5,000円
					平成15年12月19日	38万円
					平成16年8月12日	12万5,000円
					平成16年12月29日	7万円
					平成17年12月28日	20万円
					平成18年8月4日	25万円
					平成18年12月12日	40万円
7224	男		昭和50年生		平成15年8月8日	24万5,000円
					平成15年12月19日	33万円
					平成16年8月12日	12万円
					平成16年12月29日	6万円
					平成17年12月28日	22万円
					平成18年8月4日	30万円
					平成18年12月12日	36万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7225	男		昭和55年生		平成15年8月8日	20万円
					平成15年12月19日	33万円
					平成16年8月12日	10万5,000円
					平成16年12月29日	5万5,000円
					平成17年12月28日	20万円
					平成18年8月4日	20万円
7226	男		昭和59年生		平成15年8月8日	14万円
					平成15年12月19日	23万円
					平成16年8月12日	10万円
					平成16年12月29日	2万円
					平成17年12月28日	15万円
					平成18年8月4日	18万円
					平成18年12月12日	23万円
7227	男		昭和46年生		平成15年8月8日	22万5,000円
					平成15年12月19日	37万円
					平成16年8月12日	12万2,000円
					平成16年12月29日	6万5,000円
					平成17年12月28日	22万円
					平成18年8月4日	30万円
					平成18年12月12日	40万円
7228	男		昭和27年生		平成15年8月8日	27万円
					平成15年12月19日	27万円
					平成16年8月12日	10万円
					平成16年12月29日	6万円
7229	男		昭和26年生		平成15年8月8日	32万円
7230	女		昭和55年生		平成15年8月8日	5万円
					平成15年12月19日	21万円
					平成16年8月12日	10万円
					平成16年12月29日	2万円
					平成17年12月28日	15万円
					平成18年8月4日	18万円
					平成18年12月12日	27万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7231	男		昭和46年生		平成15年8月8日	10万円
					平成15年12月19日	36万7,000円
					平成16年8月12日	15万円
					平成16年12月29日	6万円
					平成17年12月28日	17万円
					平成18年8月4日	15万円
					平成18年12月12日	40万円
7232	男		昭和47年生		平成15年12月19日	3万円
					平成16年8月12日	10万円
7233	男		昭和55年生		平成16年8月12日	5万円
7234	男		昭和39年生		平成16年8月12日	35万円
					平成16年12月29日	35万円
					平成17年12月28日	38万円
					平成18年8月4日	45万円
					平成18年10月15日	35万円
					平成18年12月12日	40万円
7235	男		昭和47年生		平成16年8月12日	7万円
					平成16年12月29日	4万円
					平成17年12月28日	15万円
7236	女		昭和45年生		平成17年12月28日	10万円
					平成18年8月4日	10万円
					平成18年12月12日	15万円
7237	男		昭和61年生		平成17年12月28日	2万円
					平成18年8月4日	10万円
					平成18年12月12日	18万円
7238	男		昭和38年生		平成15年8月8日	35万円
					平成15年12月19日	45万円
					平成16年8月12日	14万5,000円
					平成16年12月29日	8万5,000円
					平成17年12月28日	30万円
					平成18年8月4日	30万円
					平成18年12月12日	30万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7239	女		昭和51年生		平成18年12月12日	5万円
7240	男		昭和22年生		平成18年12月12日	1万5,000円
7241	女		昭和39年生		平成15年8月8日	17万円
					平成15年12月19日	25万円
7242	男		昭和54年生		平成15年8月8日	20万円
					平成15年12月19日	28万円
					平成16年8月12日	10万円
					平成16年12月29日	3万5,000円
					平成17年12月28日	10万円
7243	男		昭和52年生		平成15年8月8日	15万円
					平成15年12月19日	24万円
					平成16年8月12日	10万5,000円
					平成16年12月29日	2万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年12月2日、資格喪失日に係る記録を48年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44年12月から45年3月までは3万9,000円、同年4月から46年3月までは4万8,000円、同年4月から47年3月までは5万6,000円、同年4月から48年6月までは6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月2日から48年7月16日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、D社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社の関連会社であるE社から出向したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保有する人事記録及び在籍名簿並びに同社人事担当者の供述から、申立人は、申立期間にA社C工場に在籍しながら、A社が米国で設立したD社に出向していたことが確認できる。

また、上記在籍名簿により申立人の申立期間とほぼ同時期にD社で勤務していたことが確認できる申立人以外の従業員27人のうち、現住所及び生年月日が不明のため確認が取れない1人を除く26人については、A社C工場において厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録により確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の人事記録から、昭和

44年12月から45年3月までは3万9,000円、同年4月から46年3月までは4万8,000円、同年4月から47年3月までは5万6,000円、同年4月から48年6月までは6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年12月から48年6月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①については、申立人のA組合における資格取得日に係る記録を昭和26年10月10日、資格喪失日に係る記録を28年7月21日に訂正し、標準報酬月額を8,000円とし、申立期間②については、同組合の資格取得日に係る記録を昭和29年2月1日に訂正し、標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月10日から28年7月21日まで
② 昭和29年2月1日から同年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A組合に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間にB社からA組合へ異動したが、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の人事記録から判断すると、申立人は、申立期間①及び②においてA組合に継続して勤務し(昭和26年10月10日にB社C工場からA組合に、28年7月21日に同組合から同社同工場に、29年2月1日に同社同工場から同組合に異動)、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、社会保険事務所のB社C工場における申立人の昭和26年9月及び28年7月の記録から8,000円とし、申立期間②に係る標準報酬月額については、A組合における申立人の29年3月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続を誤ったと認めていることから、申立期間①については、事業主が資格取得及び資格喪失の届出を行っておらず、申立期間②については、事業主が昭和 29 年 3 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 26 年 10 月から 28 年 6 月までの期間及び 29 年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とする必要がある。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間には、同社B支店に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された退職者台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和37年6月1日に同社本社から同社B支店へ異動、同年7月1日に同社B支店から同社C出張所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和37年5月及び同年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、被保険者資格の取得及び喪失手続を失念していたと推測していること、及び、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から、当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間

に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和29年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月31日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和29年7月31日に同社B事務所から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和29年8月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月26日は25万円、16年7月30日は77万円、同年12月17日は32万6,000円、17年7月15日は34万3,000円、同年12月16日は19万円、18年7月14日は28万5,000円、同年12月15日は36万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日
② 平成16年7月30日
③ 平成16年12月17日
④ 平成17年7月15日
⑤ 平成17年12月16日
⑥ 平成18年7月14日
⑦ 平成18年12月15日

A法人における各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同法人は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、各申立期間の訂正記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された賞与支払明細一覧表により、申立人は、各申立期間に同法人から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、各申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。そのため、各申立期間に係る標準賞与額については、賞与支払明細一覧表における保険料控除額から、申立期間①は 25 万円、申立期間②は 77 万円、申立期間③は 32 万 6,000 円、申立期間④は 34 万 3,000 円、申立期間⑤は 19 万円、申立期間⑥は 28 万 5,000 円、申立期間⑦は 36 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 3 日に事業主が、各申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る各申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、各申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかしながら、申立人は、申立期間のうち<申立期間>（別添一覧表参照）に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： <申立期間>（別添一覧表参照）

A社における<申立期間>（別添一覧表参照）の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間は給付に反映されない記録となっているので、給付されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細一覧表により、申立人は、<申立期間>（別添一覧表参照）について、同社から賞与の支払を受け標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。そのため、賞与支払明細一覧表における保険料控除額から、<標準賞与額>（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 9 月 3 日に事業主が、各申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る<申立期間>（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、<申立期間>（別添一覧表参照）については、賞与支払明細一覧表により、事業主から賞与の支払を受けているが、当該期間については、厚生年金保険料が賞与から控除されていないことが確認できる。

したがって、事業主から、上述のように社会保険事務所に賞与支払届が提出され、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、記録の訂正は行われているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく対象とならず、記録訂正を認めることはできない。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7259	女		昭和51年生		平成17年12月16日	記録訂正なし
					平成18年7月14日	記録訂正なし
					平成18年12月15日	23万 1,000円
7263	女		昭和57年生		平成17年7月15日	記録訂正なし
					平成17年12月16日	記録訂正なし
					平成18年7月14日	記録訂正なし
					平成18年12月15日	27万 8,000円
7264	女		昭和49年生		平成18年7月14日	記録訂正なし
					平成18年12月15日	18万 5,000円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。しかしながら、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉（別添一覧表参照）

A社における〈申立期間〉（別添一覧表参照）の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所（当時）に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の訂正記録は給付に反映されていない記録となっているので、給付されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細一覧表により、申立人は、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に同社から賞与の支払を受け標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、〈申立期間〉（別添一覧表参照）に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。そのため、〈申立期間〉（別添一覧表

参照)に係る標準賞与額については、賞与支払明細一覧表における保険料控除額から、〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年9月3日に事業主が、各申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る〈申立期間〉(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
7260	女		昭和47年生		平成18年12月15日	13万 9,000円
7261	女		昭和47年生		平成15年12月26日	22万 円
					平成16年7月30日	29万 円
					平成16年12月17日	29万 7,000円
					平成17年7月15日	31万 1,000円
					平成17年12月16日	34万 2,000円
					平成18年7月14日	29万 4,000円
					平成18年12月15日	38万 9,000円
7262	女		昭和49年生		平成15年12月26日	20万 円
					平成16年7月30日	28万 円
					平成16年12月17日	28万 7,000円
					平成17年7月15日	30万 2,000円
					平成17年12月16日	33万 2,000円
					平成18年7月14日	28万 5,000円
					平成18年12月15日	38万 円
7265	女		昭和49年生		平成15年12月26日	18万 円
					平成16年7月30日	24万 円
					平成16年12月17日	24万 3,000円
					平成17年7月15日	25万 3,000円
					平成17年12月16日	25万 6,000円
					平成18年7月14日	23万 7,000円
					平成18年12月15日	29万 6,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を平成8年6月から同年9月までは26万円、同年10月から9年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年10月までは28万円及び10年4月から14年4月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から9年11月1日まで
② 平成10年4月21日から14年5月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と異なっている。当時の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成8年6月から同年9月までは26万円、同年10月から9年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月から同年10月までは28万円及び10年4月から14年4月までは28万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、申立期間①及び②の全期間にわたって一致していない

ことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額によって決定された標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和57年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月1日から57年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和57年12月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本から判断すると、申立人が申立期間も同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和57年12月1日以降の58年1月27日に、申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を55年12月1日に喪失した旨さかのぼって記録されていることが認められる。

また、上記名簿では、A社は、政府管掌健康保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和55年12月1日と記録されているにもかかわらず、申立人の欄に係る「備考」欄には、56年に健康保険証の再交付が行われた旨の記録が、また、57年に健康保険証の更新又は検認が行われた旨の記録が、それぞれ認められる。

このように、社会保険事務所において、厚生年金保険の被保険者資格に係る記録は不自然なものとなっており、申立人の被保険者資格を喪失させる処理を

さかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

一方、上記謄本により、申立人は、申立期間及び上記被保険者資格の喪失処理が行われた当時、取締役であったことが確認できる。

しかし、上記名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、「昭和 57 年ごろ、A 社では厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたところ、代表取締役であった申立人の夫から、『滞納保険料の処理について、社会保険事務所の担当職員からの提案を受け入れた。』旨聞いた記憶がある。」旨供述している。

また、申立人は、「自分は主に営業を担当しており、昭和 57 年 12 月ごろ、社会保険関係の届出等の事務は、経営コンサルタントが代表取締役であった夫とともに行っていた。また、会社の代表者印は自分の夫が管理していた。特に、同年 12 月以降は、自分は未完成の受注品の製品化を担当しており、社会保険事務にはかかわっていなかった。」旨供述しており、当該供述内容は、上記従業員の供述内容と矛盾なく符号している。

なお、上記代表取締役は既に死亡しており、また、上記経営コンサルタントは氏名及び連絡先が不明であるため、共に供述が得られず、申立てに係る資格喪失処理が行われた当時の状況等について確認することができない。

これらのことから、申立人は、資格喪失に係る届出等の社会保険関係事務について実質的な権限が無く、上記資格喪失処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 12 月 1 日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の記録処理は有効なものとは認められず、申立人の同社における資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 57 年 12 月 1 日に訂正する必要がある。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 55 年 11 月の社会保険事務所の記録から、22 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から10年10月21日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から10年9月までの期間は15万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月21日以降の同年11月5日に、当該期間について9万2,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書により、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、取締役であったことが確認でき、また、申立人は、同社において経理事務を担当していた旨供述している。

しかし、上記証明書により代表取締役であったことが確認できる申立人の夫、A社の当時の従業員及び申立期間当時に同社から社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、いずれも、「申立人は社会保険事務にはかかわっておらず、当該事務の執行権限を有していなかった。」旨供述している。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述していると

ころ、上記申立人の夫は、平成 10 年ごろに社会保険事務所からの呼出しに応じて同事務所に出向き、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れ、A社の代表取締役として、申立てに係る標準報酬月額の減額に同意したことを認めている。

これらのことから、申立人は取締役で経理事務を担当していたが、上記標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 15 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年7月10日に支給された賞与において30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月10日

社会保険庁(当時)の記録では、申立期間にA社から支給された賞与に係る記録が無い旨の回答をもらった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賃金台帳等により、申立人は、平成18年7月10日に同社から賞与の支払を受け、申立期間において30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年12月から10年11月までの期間は41万円と記録されていたところ、同年12月28日に、当該期間について9万2,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人以外のA社の16人の被保険者について、申立人と同様、平成10年12月28日に9年10月及び10年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の当時の複数の従業員は、「申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述しており、また、同社に係る滞納処分票の記録からもこのことがうかがわれる。

加えて、申立人から提出のあった、申立期間のうちの一部の期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成10年12月28日に行われた、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する処理は事実即ししたものとは考え難く、社会保険事務所が当該減額処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間、すなわち、さかのぼって記録が訂正された8年12月から10年11月までの期間及び当該減額処理の結果として記録されている、同年12月から11年4月までの期間に係る標準報酬月額（9万2,000円）については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年5月1日から30年6月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を28年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から30年6月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった複数の写真、申立人が記憶していた申立人と同一職種の同僚及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の供述、申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述等から判断すると、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認することができる。

また、上記同僚の具体的な供述、当該同僚及びA社の当時の従業員に係る厚生年金保険の加入記録等から判断すると、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから5か月程度の一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらのことから、申立人についても、A社に入社してから約5か月経過後の昭和28年5月1日から厚生年金保険に加入したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和28年5月1日から30年6月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和28年5月から30年5月までの期間の標準報酬月額については、申立人と同一職種の従業員の記録、申立人に係る同年6月の社会保険事務所の記録等から判断すると、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、保険料を納付したか否かについて同社の当時の事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所がこれらの届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に対して、申立人に係る資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年5月から30年5月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和27年12月1日から28年5月1日までの期間については、上記同僚及び従業員の供述等から判断すると、申立人は、A社に勤務していたことは推認できるものの、上記のとおり、同社では採用した従業員を入社してから5か月程度の一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者でなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和27年12月1日から28年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和27年12月1日から28年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和43年3月15日）及び資格取得日（昭和43年4月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月15日から同年4月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A店に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同店には、昭和42年5月から申立期間を含めて43年9月までの期間、継続して勤務していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A店における申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人は、昭和42年5月1日に同店において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年3月15日に資格を喪失後、同年4月5日に同店において再度資格を取得しており、申立期間である43年3月の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A店に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A店に係る厚生年金保険被保険者原票から申立期間当時に同店において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員は、いずれも申立人が申立期間において同店に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かった旨供述している。また、当該被保険者原票及びオンラインの記録では、上記複数の従業員は、職種に関係無く、いずれも申立期間において

厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認でき、また、オンライン記録から、申立期間において被保険者記録が欠落している従業員は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記申立人に係る被保険者原票の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録では、A店は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、同店の元代表者とは連絡が取れないため、保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成18年5月21日、資格喪失日に係る記録を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月21日から同年6月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間当時、グループ会社間で異動はあったが、親会社であるA社及び同社の子会社であるC社とD社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事情報、賃金台帳及び商業登記簿謄本から、申立人が申立期間にA社に勤務し（平成18年5月21日にC社からA社に、さらに、同年6月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成18年5月の賃金台帳の給与支給額及び保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われて

おらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

また、申立人は、昭和33年4月22日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C研究所における資格取得日に係る記録を同年4月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和21年4月1日から22年11月1日まで
②昭和33年4月22日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い。申立期間も間違いなく継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行なったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社本社が保管する労働者名簿等の記録により、申立人は、申立期間①において同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社B工場に係るオンライン記録では、申立人の同社での資格喪失日が昭和21年4月1日と記録されている。

しかしながら、上記の労働者名簿によれば、昭和21年4月1日及びその

前後において、部署の異動についての記録は無く、資格喪失をうかがわせるような記録も無い。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は同社B工場において昭和19年10月1日に被保険者資格を取得しているが、資格喪失年月日の欄に記録されている年月日は、不鮮明で読み取ることが困難であり、これを21年4月1日と確認することはできない。

このことについて、社会保険事務所に照会したところ、「当該被保険者名簿の資格喪失日の判読が困難であり、オンライン記録が昭和21年4月1日となっている理由は不明である。」としており、当時の詳細は不明であるが、申立人に係る年金記録の管理が適切ではなかったと認められる。

さらに、A社は、「当社の労働者名簿等に記録がある申立人の職歴及び基本給の推移から、申立期間①においても申立人は当社に継続して勤務しており、給与の支払が行われていたと思われることから厚生年金保険料が給与から控除されていたと判断できる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社が保管する労働者名簿等から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和33年4月22日に同社B工場から同社C研究所へ異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C研究所における昭和33年5月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格取得について、昭和33年4月22日として届け出るべきところを同年5月1日として届け出たと認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和57年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に同社C工場から同社本社に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい

第3 委員会の判断の理由

雇用保険、健康保険の加入記録及びB社が保有する申立人に係る人事カードから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和57年10月1日に同社C工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和57年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和57年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの

の、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月21日から同年10月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に関連会社間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の総務担当者及びA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人が、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和46年10月1日にA社から関連会社B社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和46年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、C社は、申立人の資格喪失に係る届出に誤りがあり、保険料も納付していないことから、事業主が昭和46年9月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年11月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月13日から40年2月1日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間にA社B出張所からA社本社への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る職歴証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和39年11月13日にA社B出張所からA社本社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年9月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月21日から同年9月10日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。しかし、同社B工場から同社C工場へ異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立期間当時のA社の複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和43年9月10日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月12日

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらったが、賞与から保険料が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院から提出された平成17年12月の賞与支給明細書により、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書の保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る賞与支払額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和28年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C支店における資格取得日に係る記録を昭和42年3月10日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月15日から同年5月1日まで
② 昭和42年3月10日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。異動はあったが、同社に継続して勤務し厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る従業員台帳により、申立人は、同社に継続して勤務(昭和28年5月1日に同社B工場から同社本社に異動)していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間①の標準報酬月額については、昭和28年2月の社会保

険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社が保有する申立人に係る従業員台帳により、申立人は、同社に継続して勤務（昭和42年3月10日に同社本社から同社C支店に異動）していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料を控除していた。」と回答していることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間②の標準報酬月額については、昭和42年4月の社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

- 3 申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成7年12月から8年4月までは53万円、同年5月から9年9月までは59万円、同年10月から10年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月1日から10年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では経理担当の取締役として勤務したが、平成10年2月1日の辞任後は、同社とは関わりが無かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年2月27日以降の同年3月3日付けで、7年12月から8年4月まで53万円、同年5月から9年9月まで59万円、同年10月から10年1月まで50万円が、それぞれ9万2,000円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社の申立期間当時の事務担当者は、「申立人は、平成10年2月1日の退職後は一度も会社へ来ていない。自分が他の取締役と二人で社会保険事務所に行き、厚生年金保険適用事業所の喪失手続と標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正の手続を行った。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額を、事業主

が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年12月から8年4月までは53万円、同年5月から9年9月までは59万円、同年10月から10年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は昭和62年4月10日と認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月1日から同年4月10日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、退職はしていないので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社B支店において昭和59年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、62年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、雇用保険の加入記録及び同社から提出された社員カード(人事記録)により、申立人は昭和62年4月10日まで同支店に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和62年4月10日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成4年5月から5年9月までは53万円、同年10月から6年3月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から6年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では取締役ではあったが、システム設計をしており、社会保険関係の事務手続に関与する立場ではなかった。また、当該期間の一部の給与明細書が残っており、退職するまで給与の減額はなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年5月から5年9月までは53万円と記録されていたが、同年9月6日付けで、さかのぼって30万円に減額訂正されており、A社において被保険者資格を有していた3人についても、申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人の当該遡及訂正処理を行った日以降の期間の標準報酬月額については、平成5年10月1日の定時決定を含め、4年11月から6年3月までに係る標準報酬月額は、30万円と記録されていたが、申立人がA社において被保険者資格を喪失した日（6年4月1日）の8か月後の同年11月4日付けで、さかのぼって8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る商業登記簿から申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

しかし、A社の複数の従業員は、「同社における申立期間当時の社会保険事務担当者は申立人以外の者であり、また、申立人は、営業担当で勤務していた。」旨供述している。

さらに、A社の経理担当者は、「自身が入社（平成5年4月資格取得）した当時から、毎日手形決済の資金繰りの処理ばかりしており、同社の経営状況は悪かった。」旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において平成5年9月6日付け及び6年11月4日付けで行われた減額訂正処理は事実には即したものと考え難く、これら訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た記録から、4年5月から5年9月までは53万円、同年10月から6年3月までは30万円に訂正することが必要である。

他方、申立人は申立期間に給与の減額は無く、平成5年10月から6年3月までの期間についても給与額に見合った標準報酬月額に基づいて給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているところ、事業主から適正な時期に社会保険事務所に対し標準報酬月額の定時決定に係る届出が行われていることから、社会保険事務所の事務処理に不合理な点はみられない。

また、申立人は、保険料控除を確認できる資料を保有していない上、A社は、既に解散しており、申立期間に係る保険料控除について確認することはできない。

さらに、上述の従業員からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況について申立人の主張をうかがえる供述は得られなかった。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成5年10月から6年3月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月21日から同年3月21日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、給与から厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の在籍証明書等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和40年2月21日に同社C事業所から同社B事業所へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和40年3月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和25年3月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から同年3月5日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった在籍証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和25年3月5日に同社C支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和25年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月28日から同年10月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成3年6月から同年10月まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B地方公共団体が保管する宅地建物取引主任者の届出期間記録により、申立人は、A社に平成3年9月30日まで継続勤務していたことが推認できる。また、申立人の所持する給与明細書及び退職金支給明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書等の厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主との連絡が取れないことから、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年10月から5年9月までの期間については47万円、同年10月から6年7月までの期間については50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から6年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが分かった。同社では、機械装置の電気制御設計の技術部次長として勤務しており、社会保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年9月までは47万円、同年10月から6年7月までは50万円と記録されていたところ、同年4月27日に申立人を含む8人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額の記録は、いずれの期間も20万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の役員ではないことが確認できる。また、従業員等の供述から、申立期間当時、同社の経営状態は悪く、保険料を滞納していたことが推認できる。

さらに、申立人と同様の業務に就き、標準報酬月額がほぼ同額で推移した同僚が提出した申立期間における給与支給明細書において、減額訂正される前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間については、平成6年4月27日付けでさかのぼって行われた訂正処理は、事実上即時のものとは考え難く、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認め

られない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成4年10月から6年7月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、4年10月から5年9月までの期間については47万円、同年10月から6年7月までの期間については50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、昭和57年7月25日から同年8月10日までの申立期間について、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月25日に訂正し、標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

また、昭和58年8月31日から同年9月6日までの申立期間について、A社における資格取得日に係る記録を同年8月31日に訂正し、標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月25日から同年8月10日まで
② 昭和58年8月31日から同年9月6日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間において、隣接する市の同社作業所の業務に係わったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書から、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当時の代表取締役は、申立期間にA社は業務の拡大を図り、隣接する市に同社の作業所としてB社を設立したが、当該事業所の経理及び従業員の人事などはA社が一括管理していたと供述している。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、当該期間に係る給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、申立期間①については22万円、

②については26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和60年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和60年5月から同年9月までを9万2,000円に、同年10月から61年1月までを9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年5月1日から61年2月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和60年2月12日から勤務し、試用期間後の同年5月1日から厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支社に係る被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和60年5月1日であったが、二重線を付されたうえ、備考欄に「取得取消60.6.13」と記載されており、さらに昭和61年2月1日に同社にて被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、B社から提出があった申立人に係る「厚生・社会保険照会」では入社日が昭和60年2月12日、被保険者資格取得日が同年5月1日であることが確認できる。

また、申立人が所持している健康保険被保険者証から、申立人の健康保険被保険者資格取得日は昭和60年5月1日であることが確認できる。

さらに、B社によると、「社会保険については健康保険のみ加入することはありえず、申立期間についても申立人の給与から厚生年金保険料も控除してい

た。」と回答を得ている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において、申立人と同様の業務に従事したほかの従業員の記録から、昭和60年5月から同年9月までを9万2,000円に、同年10月から61年1月までを9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時から厚生年金保険及び健康保険の資格取得に係る手続は同時に行っていたため、昭和60年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る保険料についても納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から平成13年2月28日まで
社会保険事務所の戸別訪問を受け、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられていたことが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する32万円と記録されていたところ、平成13年4月9日付けで、11年4月1日にさかのぼって15万円に減額訂正をされており、A社において、申立人を含む10人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

また、A社の代表者は、「同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年7月1日より前に保険料の滞納があったが、社会保険事務所から、適用打ち切りにより滞納保険料の納付が不要になった事について口頭説明を受けた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成13年4月9日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{じじつ}に即したものは考え難く、社会保険事務所が、申立人の標準報酬月額の減額処理をさかのぼって行う合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められないため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を平成7年12月から8年9月までの期間は41万円、同年10月から9年9月までは38万円及び同年10月は41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成9年11月28日から10年5月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を10年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月1日から9年11月28日まで
② 平成9年11月28日から10年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①については、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違し、申立期間②については、加入記録が無かった。申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②に被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の標準報酬月額は、当初、平成7年12月から8年9月までは41万円、同年10月から9年9月までは38万円及び同年10月は41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年11月28日）の後の9年12月16日付けで、7年12月1日に遡及して、申立人の標準報酬月額が9万2,000円に訂正処理されている。

また、申立人は、B業務に従事する一般従業員としてA社に勤務したと申し立てているところ、申立期間当時の同社の従業員一人は、「申立人は社会保険の手続に関与していなかった。」と供述している上、商業登記簿において、上記減額処理時に申立人が同社の役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立期間①に係る標準報酬月額を遡及して減額訂正処理する合理的理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成7年12月から8年9月までは41万円、同年10月から9年9月までは38万円及び同年10月は41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、雇用保険の記録及び申立人の保管する給与明細書により、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間②のうち、平成9年11月28日から10年5月1日までの期間については、申立人の保管する給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の報酬額及び保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②において、オンライン記録では、A社は既に厚生年金保険法の適用事業所となっていないものの、商業登記簿謄本から、法人事業所であったことが確認でき、常時従業員が在籍していたことから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び他の役員から回答が得ることができず確認できないが、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間②のうち、平成10年5月1日から同年8月1日までの期間については、給与明細書により当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主と連絡が取れず、当該期間に係る保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち平成10年5月1日から同年8月1日まで期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月29日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務しており、保険料控除を確認できる給与明細書もあるので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に昭和55年2月29日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年2月の給与明細書における保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社を吸収合併したB社の人事担当者は、申立期間当時の資料を保存していないことから不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和55年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月29日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料

を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和63年11月16日であると認められることから、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月16日から同年11月16日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社から提出された申立人に係る人事発令書によると、申立人はA社に昭和61年7月16日に出向した後、63年11月16日に出向解除となっており、また、健康保険組合の加入記録及び同健康保険組合が作成している被保険者台帳から、申立人は同社で、61年7月16日に被保険者資格を取得した後、63年11月16日に同資格を喪失したことが確認できることから、申立人は申立期間当時、A社に継続して勤務していたことが認められる。

さらに、A社では、「6年前までは複写式の届出様式で厚生年金保険及び健康保険等の手続を行っており、申立期間当時も同様の方法で行っていたものと思われる。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人について、昭和61年7月16日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行い、その後63年11月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行っていたものと認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を63年11月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険組合における加入記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を26万円にすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の賞与について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の標準賞与額に係る記録を19万5,000円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日から同年8月1日まで
② 平成15年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無い。また、申立期間②の賞与の記録が無い。保険料控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間②の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、給与明細書、社員名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に平成15年7月31日まで勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、平成15年8月の給与明細書における厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の総務担当者は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を平成15年8月1日と届け出るべきところを、誤って同年7月31日と届け出たことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年7月分の保

険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、A社から提出された平成15年7月16日の賞与に係る健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書により、申立期間②に係る賞与の支払があったことが確認できるとともに、申立人が保有している同年6月から同年8月の給与明細書に記載の社会保険累計の内訳を計算すると、当該期間に係る厚生年金保険料の控除が認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記の健康保険・厚生年金保険標準賞与額決定通知書から、19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当初、事業主は、申立人に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出したものの、事業主が、申立人に係る資格喪失日を平成15年7月31日と誤って届け出たことから、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の賞与の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年11月30日から4年4月1日までの期間に係るA社における資格喪失日は、同年4月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成3年8月から4年3月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年4月及び同年5月、同年7月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

加えて、申立人は、申立期間のうち、平成9年12月1日から10年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を9年12月1日に、資格喪失日に係る記録を10年1月1日に、及び資格取得日（平成10年3月1日）に係る記録を同年2月1日に訂正し、9年12月及び10年2月に係る標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から4年4月1日まで

- ② 平成4年4月1日から同年6月1日まで
- ③ 平成4年7月31日から同年11月1日まで
- ④ 平成9年11月21日から10年3月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成3年11月30日から4年4月1日までの加入記録が無い上、申立期間①のうち3年8月1日から同年11月30日までの標準報酬月額が実際の給与より低いこと、B社に勤務していた期間のうち申立期間②及び③の加入記録が無いこと、並びにC社に勤務していた期間のうち申立期間④の加入記録が無い旨の回答をもらった。上記申立期間に係る給与明細書では給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、申立期間①のうち3年8月1日から同年11月30日までの期間の給与明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び給与明細書により、申立人は、平成4年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年6月1日）以降の同年8月26日付けで、さかのぼって3年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が取り消され、申立人の同社における資格喪失日が同年11月30日と記録され、同年8月から同年10月までの標準報酬月額が22万円から10万4,000円に減額訂正されている。

しかしながら、A社は法人事業所であり、常時従業員が在籍していたことから、厚生年金保険法による適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、A社が適用事業所でなくなったとする処理、申立人について平成3年11月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理及び同年8月から同年10月までの標準報酬月額を減額訂正する旨の処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該喪失処理及び減額訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社に係る資格喪失日は、事業主が当初届け出た4年4月1日であると認められる。また、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は当該減額訂正処理前の記録から、22万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②及び③について、申立人が提出した給与明細書により、申立人がB社に継続して勤務し、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年

金保険料控除額から、22万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間④のうち、平成9年12月1日から10年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年3月1日までの期間については、申立人が提出した給与明細書により、申立人がC社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成9年12月及び10年2月の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。したがって、給与明細書における厚生年金保険料控除額から、9年12月及び10年2月に係る標準報酬月額を24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得日に係る届出が提出された場合には、その後、喪失日に係る届出を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年12月及び10年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち、平成9年11月21日から同年12月1日までの期間及び10年1月1日から同年2月1日までの期間については、給与明細書から申立人は、C社に勤務していたことは認められるが、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④のうち、平成9年11月21日から同年12月1日までの期間及び10

年1月1日から同年2月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA法人に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和54年4月1日、資格喪失日が64年1月1日とされ、当該期間のうち、63年12月30日から64年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同法人における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年12月30日から64年1月1日まで
A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された人事記録及び退職願により、申立人が同法人に昭和54年4月1日から63年12月31日まで勤務していることが認められる。

また、A法人は「当法人では保険料控除を翌月控除としているため、月末退職者については退職月の給与から2か月分の保険料を控除しており、申立人については昭和63年12月分の厚生年金保険料を控除している。」と回答していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における昭和63年11月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成9年5月30日に、申立てに係る事務手続を誤ったとして、資格喪失日訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和63年12月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳、申立人から提出された申立期間に係る源泉徴収票及び事業主の供述により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年3月の賃金台帳の保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する際に、誤って退職日の平成12年3月31日を資格喪失日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成11年7月1日から同年10月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であると認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成11年10月31日から同年12月16日までの期間については、申立人は、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を同年12月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立期間②については、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、平成11年12月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月1日から同年12月16日まで
② 平成11年12月16日から12年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①のうち、A社に勤務していた平成11年7月1日から同年10月31日までの期間の標準報酬月額が相違しており、また、11年10月31日から同年12月16日までの期間の加入記録が無く、さらに、B社（A社から社名変更）に勤務していた申立期間②の加入記録も無いことが判明した。

標準報酬月額が相違している期間及び加入記録が無い期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成11年7月1日から同年10月31日までの期間については、オンライン記録から、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した11年10月31日の後の13年2月26日付けで、申立人を含む被保険者5人の標準報酬月額が、それぞれの資格取得時にさかのぼって、減額訂正処理されており、申立人の場合、11年7月1日にさかのぼって36万円に減額されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、さかのぼって標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該減額訂正処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の平成11年7月から同年9月までの期間に係る同社における標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円とすることが必要である。

- 2 申立期間①のうち、平成11年10月31日から同年12月16日の期間については、オンライン記録から、12年6月29日付けで、さかのぼって、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を11年10月31日とする処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び申立人から提出されたA社に係る給与支払明細書から、申立人は、同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された平成11年9月の給与支払明細書の保険料控除額から59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れず、保険料の納付義務の履行を確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと認められる。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、当初、平成11年12月16日と記録されていたところ、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した12年10月14日の後の同年10月19日付けで、さかのぼって、同年5月1日とする処理が行わ

れていることが確認できる。

また、B社の同僚二人についても、申立人と同様に、平成12年10月19日付けで、それぞれの被保険者資格取得日が、さかのぼって同年5月1日とする処理が行われていることが確認できる。

なお、申立人は、B社の商業登記簿謄本から、平成12年3月6日から同年10月13日までの期間において、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人の同僚は「申立人は営業担当の役員として勤務しており、社会保険の届出事務については権限を有していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日をさかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものと認められないことから、当該期間に係る厚生年金保険の資格取得日は、訂正処理前の平成11年12月16日であると認められる。

なお、申立人の申立期間②における標準報酬月額については、申立人のB社における平成12年5月のオンライン記録から59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(後に、B社、さらにC社に社名変更)における資格喪失日に係る記録を昭和21年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月30日から同年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間中に勤務地の異動はあったが、厚生年金保険料を控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された社員名簿及び申立人が所持する「在勤証明書」等から判断すると、申立人は、A社及びB社(現在は、C社)に継続して勤務し(A社からB社D出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の異動日については、B社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同社同出張所は、昭和21年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、C社は、「申立期間に係る申立人の資格喪失日の届出を誤り、21年7月30日としてしまったのではないかと考えられる。」と回答していることから、21年8月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和21年6月の社会保険事務所の記録から90円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人のA社における資格喪失日を誤って届け出たと考えられるとして

いることから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成7年8月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月21日から同年8月21日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平成7年8月20日まで勤務していたので、申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は平成5年4月1日から7年8月20日までA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成7年8月20日と記録されていたところ、同年9月8日付けで、同年6月21日と訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成7年8月20日としていたものを、同年8月21日に訂正した届出が行われていたことが確認できる。

また、厚生年金基金の加入員番号払出簿においても、上述の被保険者資格喪失確認通知書と同様に、申立人の厚生年金基金加入員資格の喪失日は、当初、平成7年8月20日としていたものを、同年8月21日に訂正していることが確認できる。

さらに、A社は、申立期間当時、社会保険事務所と厚生年金基金の届出につ

いて複写式の届出用紙を使用していたと回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成7年8月21日と届け出たと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、訂正処理前のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、4年9月の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和64年1月5日から平成5年8月16日まで
② 平成5年8月16日から7年7月1日まで
③ 平成7年7月1日から10年7月1日まで
④ 平成10年7月1日から同年11月16日まで
⑤ 平成10年11月16日から15年4月1日まで
⑥ 平成15年4月1日から21年1月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥の期間について、A社、B社及びC社で勤務した期間の標準報酬月額が報酬月額と相違しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成4年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出されたA社の給与明細書から、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料を基に算定した標準報酬月額及び申立人の報酬月額を基に算定した標準報酬月額のいずれも、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生

年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間①のうち、平成4年9月の標準報酬月額については、A社の給与明細書に記載された保険料控除額を基に算定した標準報酬月額である26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が保管されていないことから不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額の届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間①のうち昭和64年1月5日から平成4年9月1日までの期間及び同年10月1日から5年8月16日までの期間、申立期間③並びに⑤については、申立人から提出されたA社の給与明細書から、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料を基に算定した標準報酬月額及び申立人の報酬月額を基に算定した標準報酬月額のいずれもオンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれよりも低額となっている。

2 申立期間②及び④については、申立人から提出されたB社の給与明細書及び同社から提出された給与所得に対する源泉徴収簿から、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料を基に算定した標準報酬月額及び申立人の報酬月額を基に算定した標準報酬月額のいずれも、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれよりも低額となっている。

3 申立期間⑥については、申立人及びC社から提出された給与明細書から、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料控除額を基に算定した標準報酬月額及び申立人の報酬月額を基に算定した標準報酬月額のいずれも、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれよりも低額となっている。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間①のうち昭和64年1月5日から平成4年9月1日までの期間及び同年10月1日から5年8月16日までの期間、申立期間②、③、④、⑤並びに⑥については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年2月1日から11年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月1日から11年10月1日まで
② 平成12年8月1日から15年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際に控除されていた保険料に見合った額となっていない。給与明細書を添付するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録から、A社に係る申立人の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成10年3月6日付けで8年2月1日にさかのぼって、同年2月から10年9月までの期間が9万2,000円に減額訂正処理され、さらに、11年4月5日付けで10年10月1日にさかのぼって、同年10月から11年9月までの期間が9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。また、申立人と同様に標準報酬月額を二度にわたりさかのぼって減額訂正処理されている者がほかに11人みられるほか、11年4月5日付けでさかのぼって減額訂正処理されている者がさらに5人確認できる。

しかしながら、申立人が提出したA社の給与明細書から、申立期間①は、申立人の主張どおりの標準報酬月額である59万円に見合う厚生年金保険料の控除が行われていたことが確認できる。

また、A社の当時の総務担当者は、「申立期間当時、A社は、社会保険料の滞納があった。そのため、社会保険事務所に相談したところ、同事務所

の担当者から、厚生年金保険の標準報酬月額を減額訂正処理する方法があるという助言を受けて、自身が申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理に係る事務処理を行った。」と供述している。

なお、商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同社の前述の総務担当者は、申立人は営業を担当しており、厚生年金保険に係る事務に関与していなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成10年3月6日付け及び11年4月5日付けでさかのぼって行われた訂正処理は事実在即したものととは考え難く、このような処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円とすることが必要である。

- 2 申立期間②については、申立人は、標準報酬月額が59万円のはずであると主張しているが、A社は、平成15年10月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人等に係る給与明細書及び厚生年金保険料の控除に係る資料を確認することはできなかった。

また、オンライン記録から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成11年10月の定時決定で59万円、12年8月の随時改定で41万円、13年11月の随時改定で26万円とされていたことが確認でき、減額訂正処理がさかのぼって行われた形跡は見当たらず、申立人の標準報酬月額は、健康保険組合から提出された標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、A社の給与明細書を所持していないものの、申立人の同僚4人が提出した同社の給与明細書から、4人ともに、平成11年10月以降は定時決定又は随時改定が行われた際の標準報酬月額に基づき、給与から厚生年金保険料が適正に控除されていたことが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが、申立人の同僚4人の算定方法と異なる取扱いであったとは考え難い。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和50年1月1日から同年10月31日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50年1月から同年4月までは17万円、同年5月は16万円、同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月及び同年9月は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、昭和50年1月から同年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年12月26日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月1日から50年10月31日まで
② 昭和50年10月31日から同年12月26日まで

社会保険事務所（当時）の厚生年金保険記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料（6,450円）に見合う標準報酬月額と相違しており、また、申立期間②の加入記録が無いことが分かった。申立期間①については、標準報酬月額を訂正し、申立期間②については、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和50年1月1日から同年10月31日までの期間に

については、申立人から提出された給料支払明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和50年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、給料支払明細書における厚生年金保険料控除額及び支給額合計から、同年1月から同年4月までは17万円、同年5月は16万円、同年6月は17万円、同年7月は16万円、同年8月及び同年9月は17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、同社の代表取締役は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったものとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和49年10月1日から50年1月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険料の控除額を確認できる給料支払明細書等の資料を保管していない旨供述している。

また、A社は既に解散している上、同社の代表取締役は所在不明であることから、当該期間に係る報酬額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和49年10月1日から50年1月1日までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人の保有する給料支払明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額

を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額については、給料支払明細書における厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は申立期間②の一部において適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、同僚の供述から5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、同社の代表取締役は所在不明であり、これを確認できないが、事業主は、申立人の申立期間②において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用事業所でなくなった旨を届け出ていたと認められることから、事業主は申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年2月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月22日から44年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間当時、海外の技術提携先の会社に勤務していたが、その期間も同社に継続して所属し、同社から給与が支給されていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した在籍期間証明書、雇用保険の加入記録、同僚のオンライン記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和43年2月22日にA社B事業所から技術提携先の海外企業に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人と同様に、技術提携先の海外企業に出向していたとする同僚4人全員が、海外赴任期間中もA社において厚生年金保険に継続して加入していることから、申立人も同社において厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年8月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和57年10月25日、資格喪失日が平成6年5月6日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月6日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年5月6日とし、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月30日から同年5月6日まで

社会保険事務所(当時)の厚生年金保険被保険者記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが判明した。同社は、申立期間に係る資格喪失日を訂正する旨を届け出たが、申立期間の保険料を時効により納付できなかったため、申立期間は将来の年金給付に反映されない。申立期間を将来の年金給付に反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「平成6年5月異動発令」(辞令簿の写し)及び同社の回答から判断すると、申立人は、同一企業グループの会社に継続して勤務し(平成6年5月6日にA社から子会社のB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年3月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 8 月 17 日に申立人の資格喪失日を誤ったとしてその訂正を届け出たことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年8月までの期間及び59年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年11月から53年8月まで
② 昭和59年3月から同年9月まで

私は、申立期間①については、結婚を機に国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、会社を退職後病弱の長男のこともあり国民健康保険と国民年金の加入手続をして保険料を納付した。申立期間の国民年金が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①及び申立期間②当時に申立人が居住していた区をそれぞれ管轄する社会保険事務所（当時）において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年12月まで

私は、会社を退職した昭和47年7月ごろに国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした際にオレンジ色の年金手帳を交付されたとしているが、同色の年金手帳の発行が開始されたのは昭和49年11月であり、加入手続は同月以降に行われたと考えられること、申立人は、保険料を1か月ごとに納付したとしているが、当時申立人が居住していた区では3か月ごとに保険料を収納していたこと、申立期間の保険料額の記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和51年3月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 43 年 3 月まで

私の母は、私が大学在学中 20 歳になった時に、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親が申立期間の保険料を金融機関で納付していたと説明しているが、申立人が当時居住していた区では納付書による保険料収納方法は採られていなかったこと、母親が保険料を一緒に納付していたとする当時同居していた姉は、大学生の期間は国民年金に未加入であることなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 47 年 2 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6947

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から51年12月まで

私は、夫が昭和47年に死亡し、将来が不安になったので、国民年金の加入手続を市役所で行い、52年1月に再婚するまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付額等の記憶が曖昧であり、当時、保険料の納付書が送られてきたかどうか覚えていないと説明するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から59年6月まで

私は、昭和58年2月の国民健康保険料の領収書を所持していた記憶があるので、この時には、国民年金にも加入していたと思う。申立期間が国民年金に未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付時期、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立人の妻も申立期間が未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から同年 7 月までの期間、40 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 44 年 11 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から同年 7 月まで
② 昭和 40 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 44 年 11 月から 45 年 3 月まで

私は、退職後、母から国民年金に加入するよう勧められ、国民年金の加入手続をした。申立期間①及び②については、母が国民年金保険料を納付してしてくれた。転居後の申立期間③については、自分で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①及び②については、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるとともに、母親及び同居していたとする申立人の次兄も、当該期間が未加入となっている。

また、申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 45 年 6 月時点では、当該期間の保険料を過年度納付できるものの、申立人は保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、過年度納付した憶えはないと説明しているなど、申立人の母親及び申立人が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い

出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から同年 12 月までの期間及び平成元年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 6 月から同年 12 月まで
② 平成元年 4 月

私は、平成 7 年 10 月に市の出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付したとする金額は、当時の保険料額と相違し、納付したとする市の出張所は、過年度保険料の収納を取り扱っていない。また、申立期間の保険料を納付したとする平成 7 年 10 月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月

私の夫は、平成8年1月に年金相談サービスセンターに行った際に、夫婦とも1か月分の国民年金保険料の未納があると指摘されたので、市役所で手続きを行い夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料と一緒に納付したとする夫は、自身が60歳になった平成8年1月に、年金サービスセンターで申立期間の保険料の納付を勧められ夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、この時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間に係る資格記録は、夫が国民年金の加入手続きを行った平成5年8月に第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更されていることがオンライン記録により確認でき、当該種別変更時点でも、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月

私は、60歳になった平成8年*月に年金相談サービスセンターに行った際に、夫婦とも1か月分の国民年金保険料の未納があると指摘されたので、市役所で手続を行い夫婦二人分の保険料を金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成8年*月に、年金サービスセンターで申立期間の納付を勧められ夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、この時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年8月時点でも、申立期間の保険料は時効により納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から47年3月までの期間及び57年10月から59年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から47年3月まで
② 昭和57年10月から59年2月まで

私は共済組合脱退と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納又は国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所、納付方法、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和48年1月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、手帳記号番号が申立人と連番で払い出され、申立人が保険料を一緒に納付していたとする妻も、当該期間の自身の保険料は未納で申立人同様47年4月から保険料の納付を開始している。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶が無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の所持する国民年金手帳には、妻が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和57年10月1日に強制加入から任意加入に種別変更した旨の記載があるが、申立人は、保険料の納付方法、夫婦二人分の保険料納付から申立人だけの納付になった当該期間の保険料納付状況に

関する記憶が乏しいなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、正確な時期は分からないが、結婚前に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きの時期、保険料の納付場所、納付金額、納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和40年8月ごろに払い出されており、当該払出時点で、申立期間のうち、38年7月以降の期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人は、加入時に保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、上記の申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和38年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年9月から16年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から16年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は市政窓口で毎月納付しており、平成16年4月に付加保険料納付の手続をしてからは付加保険料を含む保険料を毎月納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間は60歳到達後の時期であり、申立人は、60歳以降の任意の再加入手続の時期に関する記憶は曖昧である。

また、申立人は、63歳時の平成16年4月23日に任意加入し、併せて付加保険料納付の申出も行っていることが、オンライン記録により確認でき、任意加入の場合には、制度上、さかのぼって保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年5月

私は、平成16年5月25日に会社を退職し、その直後に区役所で国民年金への再加入手続を行い、国民年金保険料は、3号被保険者への切替手続で社会保険事務所（当時）へ行った時に自分で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立期間は、平成19年7月の記録整理により国民年金の未納期間として追加された期間で、申立人が保険料を納付したとする16年5月時点では厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金の保険料は納付できない期間である。

また、申立人が保険料を納付したとする社会保険事務所において保管されている現金領収証書の控えを当委員会事務室が調査したところ、該当する納付を確認することができなかった。

なお、申立人は、当時の家計簿を資料として提出しているが、記載されている保険料額は平成18年度当時の金額であり、申立期間の保険料額と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から2年1月まで

私は、長男の国民年金への加入手続時に一緒に区役所へ出向き、60歳以降の任意加入の手続を行い、国民年金保険料を納めてきたはずである。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、60歳以降の任意加入手続をした時期、納付した保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成元年3月に国民年金に再加入したと説明しているが、申立人が任意で再加入したのは2年2月19日であったことがオンライン記録により確認でき、任意加入の場合には、制度上、さかのぼって保険料を納付することができないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6970

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月まで
私たち夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立期間の前後に近接する時期に未納期間が散見されるなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6971

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 59 年 3 月まで
私たち夫婦は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立期間の前後に近接する時期に未納期間が散見されるなど、申立人夫婦が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6972

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 40 年 3 月まで

私の夫は、会社を退職した昭和 39 年 2 月に、夫婦二人の国民年金の加入
手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保
険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示
す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手
続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫から
当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている夫は、
申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が申立人の申立期間
の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 2 月時
点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、
別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらな
い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、平成9年1月から10年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から51年2月まで
② 平成9年1月から10年3月まで

私は、昭和49年に帰化した後、時期は不明であるが、区役所か社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。また、平成9年1月に会社を退職した後は、付加保険料を含めて保険料を納付してきた。申立期間①の保険料及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の基礎年金番号が付番され、国民年金第1号被保険者資格を取得した平成9年1月時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間当時、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②の国民年金保険料については、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、付加保険料の納付の申込みの状況及び付加保険料の納付方法の記憶が曖昧であり、付加保険料を納付したとする社会保険事務所は、付加

保険料の収納を取り扱っていない。また、オンライン記録によると申立人は、当該期間直後の平成10年4月に付加保険料の納付を申し出ていることが確認でき、当該申出時点では、制度上、当該期間の付加保険料を納付することができないなど、申立人が当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和49年6月から51年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、平成9年1月から10年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6976 (事案 2124 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 10 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 50 年 12 月まで

私の国民年金保険料は、夫婦二人分を元妻が納付していたはずである。元妻の納付記録があるのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の元妻の保険料の納付場所及び納付金額に関する記憶は曖昧であるなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 11 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 12 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、元妻に申立期間の一部の納付記録があり、元妻が申立期間の保険料を 3 回程度に分けて数千円ずつ分割して納付したとして申立期間の納付記録訂正を主張しているが、元妻の国民年金手帳の記号番号は、申立人より前の昭和 39 年 10 月ごろに払い出されており、申立期間の元妻の保険料は納付することが可能であったこと、分割して納付したとする金額は、申立人の手帳記号番号払出日からみて納付済みの 51 年 1 月から 52 年 3 月までの過年度保険料の金額とおおむね合致することなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新

たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から41年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から41年5月まで

私は、昭和36年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。37年12月に実家が火事に遭い、保険料を納付しなかった時期もあるが、申立期間のすべてを納付しなかったはずはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、実家が火事になったことにより保険料を納付しなかった時期もあるとしているが、その後に納付を再開した時期の記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間当初居住していた区を所轄する社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は昭和42年4月まで「不在者」として管理されていたことが確認でき、この間保険料の徴収ができなかったと考えられること、火災の約10か月後に結婚した元夫も、申立期間のうち、結婚後の期間は保険料が未納であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から同年 10 月 5 日まで
② 昭和 37 年 10 月 9 日から 41 年 3 月 26 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 2 日から 44 年 1 月 26 日まで

数年前に、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、退職する時には脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①及び②に係るものと申立期間③に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①及び②については、申立期間に係る最終事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和41年5月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①及び②と申立期間③の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立期間③については、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪

失日から約1か月後の昭和44年2月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間③の事業所を退職後、国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、昭和50年1月まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月 1 日から同年 11 月 22 日まで
② 昭和 39 年 12 月 1 日から 44 年 4 月 20 日まで

平成 21 年 5 月に、被保険者記録照会回答票を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無く、事業所に問い合わせたところ、脱退手当金の手続は行っていないということだったので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 44 年 8 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月 25 日から 34 年 4 月 19 日まで
② 昭和 34 年 7 月 27 日から同年 12 月 5 日まで

60 歳になる時に、社会保険事務所（当時）で年金相談を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 12 月 5 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 30 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、20 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち 11 名は申立人と支給決定日が同日であるとともに、当時は通算年金制度創設前であることや、当該支給決定の記録がある者のうち 3 名は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 35 年 6 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月1日から37年7月1日まで
② 昭和37年7月1日から39年4月26日まで

平成21年5月に、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和39年10月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7208 (事案 2537 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 49 年 3 月 26 日まで
平成 20 年 3 月 17 日付けで、社会保険事務所 (当時) から申立期間について脱退手当金の支給記録がある旨の通知を受けた。

私には脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、元事業主の妻から、脱退手当金を受給していない旨の証明書を作成してもらったので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 49 年 3 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 49 年 6 月 12 日に支給決定されており、事務処理に不自然さはいかぬ上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 1 日付けで年

金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は脱退手当金を受給していないことを示す資料として、元事業主の妻が作成した、申立人は脱退手当金を受給していないとする証明書を提出したが、当該証明書の内容からは、申立人が脱退手当金を受給していないと認められる事実は確認できず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 21 日から 39 年 6 月 25 日まで
② 昭和 39 年 7 月 7 日から 45 年 10 月 1 日まで

3、4年前に社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について、脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間の事業所を退職する時には、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、もらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 10 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 8 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 5 名が資格喪失日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職後の昭和 45 年 10 月 20 日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 11 月 6 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立

期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 11 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成 11 年 2 月 1 日)後の同年 2 月 2 日付けで、申立期間の 8 年 9 月から 11 年 1 月までの 29 か月間の標準報酬月額について、さかのぼって減額訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、同社設立からの代表取締役であり、「代表者印は自分が管理保管していた。」と供述していることから、同社の代表として権限を有し、減額訂正処理に関与していたものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する資料により、A社は厚生年金保険料等の滞納があり、平成 11 年 1 月 20 日来所の際に標準報酬月額変更届を提出するよう指示されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 9 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 6 月 24 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうちの申立期間①、B社に勤務していた期間のうちの申立期間②及びC社に勤務していた期間のうちの申立期間③について厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 37 年 10 月の家計簿に記載している給与額をもって、厚生年金保険料が控除されていたと供述しているところ、A社は、申立期間当時の資料等を保有していないため、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することはできないとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できた複数の従業員に確認したものの、申立人の当時の勤務状況についての記憶は無く、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、上記家計簿の給与額には、事業所の名称は記載されていない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者整理番号の欠番や訂正等の不自然な記載は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、昭和 38 年 5 月の家計簿に記載している給与額をもって、厚生年金保険料が控除されていたと供述しているところ、B社は、申立期間当時の資料等を保有していないため、申立人の勤務状況及び保険

料控除について確認することはできないとしている。

また、申立人のB社における雇用保険の加入記録は、オンライン記録による同社における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる上、昭和38年4月に入社した複数の従業員は、「申立人は自分たちの半年後くらいに入社したはずであり、申立期間②にはまだ同社に勤務していなかったのではないか。」としている。

さらに、上記家計簿の給与額には、事業所の名称は記載されておらず、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、被保険者整理番号の欠番や訂正等の不自然な記載は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録、申立人の日記及び運転免許証の普通自動車第二種免許の取得日の記載から、申立人は、申立期間当時、C社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、当時の資料を保有しておらず、申立人の勤務状況及び保険料控除について確認することができないとしている上、同社の元総務部門の従業員は、「当時、新規採用の運転職については、会社に定着するのを見極めてから厚生年金保険の加入手続をとっていた。」としている。

また、申立人のC社における厚生年金基金の加入記録は、オンライン記録による同社における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 6 月 1 日から 15 年 6 月 30 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額について、当初、平成 11 年 6 月から 14 年 7 月までは 20 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 62 万円、同年 11 月は 20 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 15 年 6 月 30 日の後の同年 7 月 15 日付けで、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社において、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）に出向いた際、自らの標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理について同意し、当該訂正処理に必要な書類に署名、押印したことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理について関与しながら当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低く設定されている。同社では社会保険事務を担当し、取締役として勤務していたが、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年9月30日の後の、同年10月8日付けで、さかのぼって8万円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び当該訂正処理が行われた平成4年10月8日において同社の取締役であったことが確認できる。

また、A社の元従業員は、「申立人が社会保険事務を担当しており、社長と共に事業経営をしていたようである。申立期間当時、同社では給与の遅配があり、資金繰りが悪化していた。」と供述している。

さらに、申立人は、自らが社会保険事務担当であり、会社役員として一定の権限があったと回答している上、代表取締役である申立人の夫は、「申立人がA社の代表者印を管理しており、社会保険事務を担当していた。保険料の滞納があったことは申立人から聞いていたが任せており、申立人が同社が厚生年金の適用事業所でなくなるための手続や同社の滞納保険料に関する書類に押印したことも後日聞いた。」と供述しており、同社における厚生年金保険関係事務の権限を有し、自らの申立期間に係る標準報酬月額の訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の厚生年金保険関係事務の担当取締役として、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から4年9月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の標準報酬月額より低く訂正されている。同社では代表取締役として勤務していたが、社会保険担当ではなかったため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年9月30日の後の、同年10月8日付けで、同年1月から同年8月までの記録がさかのぼって8万円に訂正処理されており、さらに、5年3月2日付けで、2年12月から3年12月までの記録がさかのぼって8万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び当該訂正処理が行われた両日において、同社の代表取締役であったことが確認できる上、同社の複数の元従業員は、「同社は平成4年ごろに借金により給与の遅配があり、その際に社長からただ都合が悪いとだけ言われた。資金繰りに苦勞していたようだ。」としており、「社長は事務のことはわからないため、夫人がほとんど担当していた。また、社長は現場に顔を出しており、事業経営を共にしていたと思う。」と供述している。

また、申立人は、取締役である妻に厚生年金保険関係の事務手続や代表者印の管理を行わせており、「申立期間当時、A社において厚生年金保険料を滞納していたことは妻から話を聞いていたが任せていた。同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続や当該^{そきゅう}訂正処理についても、当該処理を行ってきたことを後日妻から話を聞いたと思う。」と供述していることから、申立人

は、同社代表取締役として標準報酬月額の減額訂正処理について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 10 月 27 日まで
② 昭和 57 年 3 月 27 日から同年 7 月 17 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②もそれぞれの会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 51 年 5 月 1 日以降の期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に勤務していたことが確認できるものの、50 年 12 月 1 日から 51 年 4 月 30 日までの期間については、同社は、当時の人事記録等を保存しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できないとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが回答は得られなかった。

また、A社から提出された厚生年金保険の台帳及びC厚生年金基金の記録では、申立人の同社における被保険者の資格取得日は昭和 51 年 10 月 27 日、資格喪失日は 52 年 11 月 10 日となっており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の代表者は、普通自動車第二種免許を取得するため、乗務員の養成期間を設けており、当該期間には厚生年金保険等に参加させず、保険料も控除していないとしている。

加えて、Dセンターは、A社の申立人に係るタクシー乗務員証については、発行した記録は無いとしている。

申立期間②については、B社の代表者は、当該期間については、申立人がいったん退職して再入社するまでの期間であったとしており、このことは、雇用保険の加入記録において、申立人の同社での離職日が昭和57年3月27日、被保険者資格の再取得日が同年7月17日となっていることと符合する。

さらに、Dセンターは、B社の申立人に係るタクシー乗務員証については、昭和57年7月17日に発行し、同年12月9日まで有効であったとする記録があるとしている。

また、B社から提出された「健康保険厚生年金基金被保険者加入員資格取得確認通知書および標準給与決定通知書」及び「健康保険厚生年金基金被保険者加入員資格喪失確認通知書」並びにE厚生年金基金の記録では、申立人は、昭和56年12月1日に資格を取得、57年3月27日に資格を喪失後、同年7月17日に再度資格を取得、同年11月25日に資格を喪失しており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年から36年10月12日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務した申立人の弟及び経理を担当していた親族の供述から、申立人は、申立期間に同社に勤務したことが推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない、また、上記親族は、厚生年金保険料の給与からの控除について記憶が無いとしている。

また、申立人の弟が記憶しているA社の従業員4人及び申立人の妻が記憶している別の親族8人については、いずれもオンライン記録により申立期間の加入記録が確認できない。

なお、申立人、申立人の妻、申立人の弟及び経理担当の親族は、昭和36年4月から同年10月までの期間を含め継続して国民年金に加入し、その保険料を納付していることが上記オンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月から24年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、連合国軍の施設に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同施設には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A局が保管する「連合国軍関係常雇使用人登録票写」により、申立人は、昭和23年6月1日から25年9月2日までB市にあった連合国軍の施設で勤務していたことが確認できる。

一方、連合国軍関係常用使用人については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号)に基づき、厚生年金保険法における「国の事務所」に使用される者として、強制被保険者として適用することとされたが、当該使用人を管理していたC労務管理事務所が昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことがオンライン記録により確認できる。

このため、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 40 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務していた期間のうち申立期間に係る被保険者記録が無い。この間、間違いなく勤務しており、厚生年金保険料は、間違いなく控除されていたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の従業員の回答により、申立期間の大半について、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、当時の資料を保有しておらず、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時被保険者であったことが確認できる複数の従業員に、同社へ入社した時期を照会し、回答のあった時期と当該被保険者名簿における資格取得日とを比較すると、複数の従業員に係る入社から資格取得日までの期間が2か月から2年1か月であることが確認できる。

また、上記の入社してから2年1か月後に資格取得した従業員は、未加入期間において、給与から保険料を控除されていたという記憶は無いとしている。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶している同僚について、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

加えて、申立期間当時のA社における従業員は、同社には、社会保険に加入していない運転手がいたとしており、同社では、必ずしも全従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、申立人は控除されていたと主張しているが、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社（現在は、C社）及びB社（現在は、D社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い。申立期間は、A社E支店に採用されしばらく勤務した後、引き続きB社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚の供述及びC社が保有している退職者名簿から、申立期間について、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、C社は、申立期間当時、A社では厚生年金保険の手続について、正社員は本店で管理していたが、歩合制外務員は、同社の支店ごとに管理していたとしている。

また、D社は、申立期間当時の人事資料を保有していないことから、B社における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできないとしている。

さらに、申立期間当時B社の設立準備委員であったA社の従業員は、同社では、支店勤務を経てB社に入社する歩合制外務員もいたが、A社では正社員ではなく厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

そこで、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日付けで被保険者資格を取得したことが確認できる複数の従業員に照会したところ、申立人と同様に、A社の支店勤務を経てB社に入社したとする複数の歩合制外務員は、A社では厚生年金保険に加入しておらず、自身の給与から事業主により厚生年金保険料を控除されていなかったとしており、また、そのうち

の一人は、歩合制外務員の厚生年金保険の加入に関する取扱いについては、成績等を勘案し支店長の裁量で決められていたとしている。

加えて、上記の複数の従業員は、B社では試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入しておらず、自身の給与から厚生年金保険料を控除されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年8月1日から同年10月31日までの期間における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額及び同年10月31日から3年12月27日までの期間における申立人の厚生年金保険の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成3年12月27日から4年12月22日までの期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から4年12月22日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間のうち、平成2年8月1日から同年10月31日までの標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しており、また、同年10月31日から4年12月22日までの期間も継続して勤務していたにもかかわらず、加入記録が無い。正しい標準報酬月額に訂正し、2年10月31日以降の期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年10月31日より後の同年12月27日付けで、申立人について、2年10月の定時決定(59万円)及び3年10月の定時決定(59万円)が取り消され、2年8月及び同年9月の標準報酬月額が59万円から8万円にさかのぼって減額訂正された上、申立人が同年10月31日に資格喪失した旨が処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は平成3年9月12日に同社の代表取締役役に就任しており、上記の処理が行われた同年12月27日には、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人及びA社の複数の従業員は、当時の同社の経営状況は苦しかつ

たとしている。

さらに、A社において社会保険関係事務を担当していた取締役は、「前代表取締役が失踪したため、私が入社し、経理関係を担当した。当時、社内はごたごたしており、経営は苦しかった。社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所の職員から、社会保険を脱退すれば、社会保険料の未納がなくなるとの説明を受けた。代表取締役である申立人ともう一人の取締役に、未納保険料をなくすために年金額を減額した上で社会保険から脱退する手続について相談し、了解を得た上で、私が手続を行った。社員にも厚生年金保険の資格を喪失するので国民年金に加入するように説明した。」としており、申立人も、「記憶はあいまいだが、了解したのだと思う。自分も妻に国民年金に入るよう話した覚えがある。」としており、これらの状況から、申立人が上記の記録訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

また、申立期間のうち平成3年12月27日から4年12月22日までの期間については、上記の社会保険関係事務を担当していた取締役が「平成3年10月31日以降の期間は給与から社会保険料を控除していなかった。」としている。

さらに、オンライン記録における申立人の厚生年金保険の資格喪失日である平成2年10月31日以降の申立期間は、全て国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成2年8月1日から3年12月27日までの期間について、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額及び資格喪失日の処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成3年12月27日から4年12月22日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 7266 (事案 1449 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月16日から44年2月28日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てを行った結果、同委員会から申立内容を確認できる資料が無い等の理由で、記録訂正できない旨の回答があった。しかし、確かに在籍していたので再度調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が在籍したとするA社に申立期間についての人事記録等の資料が残っていないこと、同社が在職証明の根拠とした元同僚の記憶もあいまいなこと、その他複数の従業員を調査しても申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について記憶する者がいないこと、雇用保険の加入記録がオンライン記録と合致すること、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間については厚生年金保険の適用事業所の従業員であれば、厚生年金保険の被保険者であったはずであると主張し、再調査を希望したものである。

しかしながら、申立人からは新たな資料の提示は無いこと、申立人の提出した再申立書には、申立期間における勤務実態の証明についての記載があるが、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められないこと、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。健康保険には加入していたので、厚生年金保険にも加入していたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、職歴審査照会回答票では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 6 月 1 日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、商業登記簿謄本によると、A社は昭和 42 年 7 月*日に設立され、54 年 12 月*日に解散しており、代表取締役として登記されている 2 人は現在の住所を確認できず、厚生年金保険料の控除や申立人の勤務状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を記憶している複数の同僚に照会したものの回答が得られず、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、これらの者から申立人の勤務状況等を確認することができなかった。

加えて、申立人は、申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除についての記憶があいまいであり、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年2月13日から55年3月28日まで
② 昭和56年1月19日から58年8月25日まで
③ 昭和59年4月13日から63年7月21日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②及びD社に勤務していた申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和52年5月10日から同年8月11日までの期間について、他の事業所に勤務していたことが確認でき、当該期間以外は雇用保険の加入記録は無い。

また、B社の経理担当者は、「同社には、申立期間①当時の従業員や厚生年金保険に関する資料は残っておらず、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しており、A社の二代目の代表者は、「当時の代表者は、既に死亡しており、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況については何も分からない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、5人の従業員から回答があったが、いずれの従業員も申立人のことを記憶していない。

申立期間②については、オンライン記録から、C社は、昭和54年4月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、平成9年9月1日に再度適用事

業所になり、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

このことについて、当時はC社の従業員であった現在の同社の代表者は、「当時、同社が厚生年金保険から脱退することについて、従業員が反対し同意書に署名させたり承諾印を押させるのに苦労していた記憶がある。」、「会社が厚生年金保険から脱退しているので、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはなかったと思う。」と供述している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、4人の従業員から回答があったが、いずれの従業員も申立人のことを記憶していない。

申立期間③については、D社の複数の従業員の供述により、勤務期間は特定できないが、申立人は申立期間③当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は、既に解散しており、代表者の連絡先も不明なため、同社及び代表者から、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当時のD社の役員は、「同社は、時間給で働く従業員が多く、給与の手取りを多くするために厚生年金保険に加入しない従業員が多数いた。」と供述している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、二人の従業員が申立人のことを記憶していたが、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況については分からないと回答しており、当時の経理担当者は、「同社では、厚生年金保険は従業員の任意で加入しており、加入を希望しない従業員もいた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案7270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月15日から53年12月25日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和53年8月1日からであり、申立期間のうちのほとんどは適用事業所となっていない。

また、A社は、既に解散しており、代表者の連絡先は不明のため、同社及び代表者から申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している従業員はいない。

加えて、申立人が居住する市の記録により、申立人は、昭和51年10月14日から平成6年9月2日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる上、オンライン記録から、申立人は、申立期間のうち昭和52年12月から平成6年8月まで国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案7271

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月1日から45年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の供述から判断すると、申立人は、申立期間も同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業主は、「当時の厚生年金保険に関する資料はすべて破棄しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格喪失日を昭和44年7月1日とする届出が同年7月11日に受け付けられ、その際に申立人の政府管掌健康保険の被保険者証が返納されていた旨の記載があることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間のすべてについて国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案7272

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月31日から23年10月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶していたこと、並びに申立人の当該事業所に関する詳細な記憶から、勤務の期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年9月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A社は、申立期間当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答しており、同社の取締役は、「当時、同社に大学卒の社員が入社したことにより、会社で社会保険に加入しようという提案があり、昭和24年9月1日から適用事業所となった経緯があったようである。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員に照会したが、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 1 日から 57 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 57 年 12 月まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 57 年 12 月 1 日以降の 58 年 1 月 27 日に、申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を 55 年 12 月 1 日に喪失した旨さかのぼって記録されていることが認められる。

また、上記名簿では、A社は、政府管掌健康保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 55 年 12 月 1 日と記録されているにもかかわらず、申立人の欄に係る「備考」欄には、57 年に健康保険証の更新又は検認が行われた旨の記録が認められる。

一方、法務局のA社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間及び上記被保険者資格の喪失処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、上記名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は、「昭和 57 年ごろ、A社では厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたところ、申立人から、『滞納保険料の処理について、社会保険

事務所の担当職員からの提案を受け入れた。』旨聞いた記憶がある。」と供述している。

さらに、上記謄本により取締役であったことが確認できる申立人の妻は、「昭和57年12月ごろ、社会保険関係の届出等の事務は、経営コンサルタントが代表取締役であった申立人と共に行っていた。また、会社の代表者印は申立人が管理していた。」旨供述している。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、社会保険事務所の担当職員から、自らの被保険者資格をさかのぼって喪失させることにより同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに同意したことにより、同事務所に対して当該被保険者資格の喪失に係る届出が行われたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの被保険者資格をさかのぼって喪失させることに同意しながら、当該喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 21 日まで
社会保険庁(当時)の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 10 月から 10 年 9 月までの期間は 30 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 10 月 21 日以降の同年 11 月 5 日に、申立期間について 9 万 2,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所(当時)に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 7 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 21 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答しており、また、同社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書により、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述しており、同社の当時の従業員も同様の供述を行っている。

さらに、申立人は、平成 10 年ごろに社会保険事務所からの呼出しに応じて同事務所に出向き、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れたことを認めている。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、同社の代表取締役としての責任を取り、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 10 月 10 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 41 年 3 月 1 日から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の代表者の妻の供述により、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和 43 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の従業員に係る資料は保存されていない。そして、当時の代表者の妻は、「A社の経営や社会保険事務等は私が全面的に仕切っていた。申立人は、同社に昭和 41 年 3 月からアルバイトとして勤務したが、当初は厚生年金保険に加入させておらず、同年 10 月に正社員になると同時に厚生年金保険に加入させた。未加入者から保険料は控除していない。」旨供述している。

また、申立人が同時期に勤務を開始したと記憶していた同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人とほぼ同時期の昭和 41 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、証言が得られた複数の従業員の厚生年金保険の加入状況をみると、その証言内容及び上記被保険者名簿により、入社後 2 か月程度経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年ごろから 50 年ごろまで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、厚生年金保険料を控除されていたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の代表者並びに上司及び同僚の供述により、勤務した期間までは特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の従業員に関する記録が残っていないため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除状況について不明である。また、当時の同僚等から聞いたところでは、申立期間当時、申立人は臨時従業員であったと考えられるが、臨時従業員については希望者しか厚生年金保険に加入させていなかった。厚生年金保険の未加入者から保険料を控除することはない。」と回答している。

また、申立人が記憶している当時の上司及び同僚 12 人に照会したところ、そのうち 5 人から回答があり、いずれも申立人のことを覚えているが、厚生年金保険の加入状況については不明であると供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者となっており、かつ所在が確認できた従業員 6 人に照会したところ、回答が得られなかった。

加えて、オンライン記録により、申立人は申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月までの期間は国民年金に加入し、その保険料を納付している上、同年 7 月以降 55 年 3 月まで国民年金の保険料免除(全額)の申請を行い、承認されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 10 日から 35 年 3 月 1 日まで
② 昭和 35 年 3 月 10 日から 36 年 3 月 11 日まで
③ 昭和 40 年 1 月ごろから 41 年 4 月ごろまで
④ 昭和 41 年 4 月 25 日から 42 年 5 月 30 日まで
⑤ 昭和 42 年 6 月 10 日から 43 年 7 月 30 日まで
⑥ 昭和 43 年 8 月 5 日から 45 年 10 月 1 日まで
⑦ 昭和 45 年 11 月 10 日から 47 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④、E社に勤務した申立期間⑤、F社に勤務した申立期間⑥及びG社に勤務した申立期間⑦の加入記録が無い。しかし、いずれの期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申立てているが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社は、昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、当時の上司や同僚を記憶していないため、これらの者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申立てているが、同社は、当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している同僚2名は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が無い。

さらに、上記の被保険者名簿から、申立期間②当時、被保険者であったことが確認できる従業員6名に照会したところ、5名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと申立てているが、同社は、当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している同僚は、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者記録が無い。

さらに、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時、被保険者であったことが確認できる従業員12名に照会したところ、8名から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、申立人は、申立期間③のうち、昭和40年4月から41年4月までの期間はすべて国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

申立期間④について、申立人が記憶している同僚は、D社の厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が、期間は明らかではないが、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記同僚の連絡先が不明であるため、当該同僚から申立人の勤務の状況等について確認することができない。

また、D社は、当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、申立人は、申立期間④の一部を含む昭和41年4月から同年6月までの期間はすべて国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、E社に勤務していたと申立てているが、同社は、当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑤当時、被保険者であったことが確認できる従業員4名に照会したところ、全員が申立人を記憶していなかった。

さらに、E社の厚生年金保険担当者は、「昭和40年代、同社では希望者のみ厚生年金保険へ加入していたと聞いている。」としている。

申立期間⑥について、申立人が記憶している同僚の供述から、申立人が、期間は明らかではないが、F社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社は、当時の人事関係資料を保有していないことから、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、F社が加入しているH厚生年金基金では、申立人の同基金への加入記録は確認することができない。

申立期間⑦について、申立人は、G社に勤務していたと申立てているが、同社は、既に解散しており、当時の代表者の連絡先も不明であるため、同社及び当該代表者から、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、G社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑦当時、被保険者であったことが確認できる従業員9名に照会したところ、5名から回答を得たが、全員が申立人を記憶していなかった。

さらに、G社が加入していたH厚生年金基金では、申立人の同基金への加入記録は確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間⑦は、すべて国民年金保険料納付済期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑦までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑦までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から同年 11 月 21 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、同社には、昭和 45 年 8 月から勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社の元従業員が申立人を記憶しており、当該元従業員の回答により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所となった記録が無く、また、同社は既に解散し、申立期間当時の代表取締役も既に死亡しているため、同社及び当時の代表取締役から申立人の申立期間における保険料控除について確認できない。

また、親会社のB社も、「当時の関連資料を保存していないため、A社の従業員の社会保険についてどのように取り扱われたか不明」と回答しているため、親会社からも申立期間の保険料控除について確認できない。

さらに、申立人と同時期にA社に入社したとする元同僚も「同社では社会保険が無く、申立人と同じく昭和 45 年 11 月 21 日からB社で加入したと記憶している。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月21日から平成元年2月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間を含む昭和63年10月21日から平成元年2月20日まで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社からの回答及び同僚の供述から、申立人が申立期間を含む昭和63年10月21日から平成元年2月20日まで同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社から提出された当時の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、事業主が、申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日を平成元年2月1日として届け出たことが確認できる。

また、A社から提出された賃金台帳により、申立人の申立期間のうち昭和63年10月から同年12月までの期間において、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、事業主は、「A社では3か月間程度の試用期間を設けており、この間は厚生年金保険料を控除していない。また、昭和63年10月21日に申立人を再雇用する際、雇用保険には加入させるが、厚生年金保険は3か月の試用期間中は加入させないことを本人に伝えた。」旨を供述している。

加えて、当時の従業員に確認したところ、「A社では3か月間程度の試用期間があり、この間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から25年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A組合（昭和23年6月25日、B組合と改称）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同組合に職員として勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合の当時の専従組合員1名及び職員1名の計2名の供述から、申立人は、申立期間も同組合に勤務していたことは推認できる。

しかし、A組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同組合が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同組合がB組合と名称変更した後の昭和25年1月1日（申立人が同組合で厚生年金保険被保険者資格を取得した日）であり、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B組合は、昭和26年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の職員の記録は保存されていない上、事業主の連絡先は不明であり、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、B組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和25年1月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる複数の職員に、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の保険料控除等について照会したが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがえる供述は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについての記憶があいまいであり、ほかにこれを確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案7299（事案2959の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から34年2月21日まで

年金の裁定請求をした際に、あれだけの期間働いたのに、受け取れる年金額は少ないと思っていた。しかし、私が働いた期間について脱退手当金が支給されているとの記録があることを知り、その理由が分かった。

前回の申立てでは、2回の脱退手当金支給について、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない旨の通知を受けた。しかし、私は初めて働きに出た10年間について支給されたこととなっている1回目の脱退手当金について、しっかりと調査をお願いし、本当のことを知りたいと思っている。当時は結核療養所に入院していたし、同時期に父も亡くしている。制度自体も知らなかったので脱退手当金を請求していないし、もらってもいいので、改めて調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係るものとその後の2回にわたり脱退手当金が支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難いこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者記号番号については、申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、その後の被保険者期間は別の番号となっていることを踏まえると、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然であること、iii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の脱退手当金が支給決定されたとする昭和35年3月に、脱退手当金の算定のために必要となる申立人の厚生年金保険被保険者期間及び当該期間に係る標準報酬月額合計額を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録があるほか、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設

前であることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年7月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再申立てを行っているが、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月 21 日から 48 年 3 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 48 年 3 月 25 日まで勤務をしていたはずなので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、同社の承継会社から提出された申立人の社員カードには、申立人の退職日は昭和 47 年 7 月 20 日と記載されており、オンライン記録と符合していることが確認できる。

また、申立人の夫の被保険者記録から、申立人は昭和 46 年 7 月 21 日に夫の被扶養者でなくなった後、再度、47 年 8 月 5 日付けで被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立人がA社に勤務していた当時の上司及び同僚は、申立人の退職日を憶えていないと供述しているほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、それぞれの保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで
② 昭和 20 年 9 月 1 日から 21 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 21 年 7 月 19 日から 24 年 2 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 18 年 4 月 1 日から 55 年 7 月 19 日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された同社の経歴書及び 60 年史により、申立人は、申立期間①、②及び③において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間①について、昭和 19 年 10 月に厚生年金保険法が施行されるまでは、労働者年金保険法が適用されており、同法は工場や炭坑で働く男性の肉体労働者のみを対象としていたところ、A社の総務部次長は、申立人は工場労働者としてではなく、幹部職員として同社に入社し、その後一貫して事務職として幹部コースを歩んできたと回答しており、申立人は、申立期間において事務職の職員であったと認められることから、労働者年金保険の対象者ではなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によ

ると、同社は昭和 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後 21 年 2 月 1 日に再度、適用事業所となっており、申立期間②において、同社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記のことについて、A社は、昭和 20 年 4 月の戦災により壊滅的な被害を受けたため、同年 8 月に全従業員を解雇し、再建要員を再雇用して再建に向けて仮事務所を転々としていた時期であり、会社としての体をなしていなかったことから、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人の保険料は控除していなかったと思うと回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は雇用保険の制度が始まった昭和 22 年 11 月 1 日から 44 年 5 月 28 日まで雇用保険の記録を有しており、申立期間③のうち一部の期間についてA社における勤務が確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間③当時の従業員の社会保険に関する資料を保存しておらず、申立人の申立期間における保険料控除等については不明としている。

そこで、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 21 年ごろに厚生年金保険の被保険者となった 8 名の従業員に申立人の勤務状況等を照会したところ、6 名から回答があり、そのうちの 1 名は、「申立人は入社以来一貫して本社勤務だった。申立期間③当時は、戦後の混乱期で事業所も転々とし、業績も厳しかった記憶がある。後に社長となった申立人から聞いた話では、当時は、厚生年金保険等について、工場労働者を優先的に加入させており、事務職の職員は、会社の業績が安定するまで加入させていなかったようだ。」と供述している。

なお、オンライン記録により、被保険者資格取得日が昭和 19 年 10 月 1 日より前であり、A社の工場労働者であったと考えられる 6 名のうち、5 名は、同社が再度適用事業所となった 21 年 2 月以降（1 名は同年 3 月以降）に、同社で継続して厚生年金保険の被保険者となっており、申立期間③についても被保険者として加入記録を有している。

さらに、回答のあった従業員の中から営業職であったと供述している者のA社における厚生年金保険被保険者記録をみると、昭和 21 年 2 月 1 日に同社が再度、適用事業所となったときに被保険者資格を取得した後、同年 7 月 19 日に資格を喪失し、その後 23 年 8 月 1 日に資格を再取得していることが確認でき、申立人と期間は相違するものの、申立人と同じように被保険者期間に欠落がみられる。

これらのことから、A社では、申立期間③の当時に工場労働者を優先して厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月5日から28年9月5日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社における当時の同僚を鮮明に記憶している上、台風の上陸で会社に泊まったことも記憶しているので、同社の在籍が1か月だけということはありません。資格取得日より前に入社していた証拠資料として社員旅行で撮った写真も提出するので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された裏面に昭和28年8月19日と記載された写真及び申立人が記憶しているA社における同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から判断して、申立人は、期間は明確でないものの、申立期間当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、オンライン記録から、A社は、昭和30年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者等の連絡先が不明であることから供述が得られず、同社及び代表者等から申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた7名の同僚を記憶しているものの、連絡先が不明であることから供述が得られず、これらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の連絡先が不明であることから供述が得られず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状

況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 21 日から 59 年 3 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A病院に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A病院には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA病院に勤務していたと申し立てているが、オンライン記録から、同病院は平成7年2月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者等の連絡先が不明であることから供述が得られず、同病院及び代表者等から申立人の申立期間当時における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人がA病院において一緒に勤務していたと記憶している事務長を務めていた同僚1名は、「申立人は申立期間にいったん退職をし、その後再就職したのではないかと記憶している。」と供述している。

さらに、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた7名のうち1名は、「申立人は一度退職し、同病院で看護婦が不足していることから再度就職したと聞いた記憶がある。」と供述し、もう1名は、「申立期間当時の事務長は几帳面だったので、社会保険事務の届出ミスは無いと思う。」と供述し、他の5名はいずれも申立人のことは記憶にあるものの、申立人の申立期間当時における職務内容、勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等については分からないと供述している。

加えて、申立人に係る雇用保険の加入記録は、上記被保険者名簿における厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月ごろから 56 年 5 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、Aセンター(現在は、Bセンター)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同センターには、昭和 55 年 6 月ごろから 3 か月くらいの雇用が数回続き、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 17 日から同年 12 月 15 日まで及び 56 年 2 月 20 日から同年 4 月 18 日までについて、Aセンターに勤務していたことが確認できる。

また、Bセンターから提出された人事記録から、申立人は昭和 55 年 9 月 17 日に同センター臨時研修管理員に登録と記載されていることが確認できる。

しかし、Bセンターは、「当社では、申立期間当時から 2 か月の雇用期間があれば社会保険に加入させる取扱いであった。申立人の申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 17 日から同年 12 月 15 日までについて、理由は不明であるが、当該期間の厚生年金保険の加入手続をしなかったと思う。このことは、昭和 55 年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料控除額が 3,468 円であり、厚生年金保険料ではなく雇用保険料のみの控除であったことからもうかがえる。また、56 年 2 月 20 日から同年 4 月 18 日までの期間についても、雇用期間が 2 か月未満であることから厚生年金保険の加入手続をしなかった。」と回答している。

さらに、申立人がAセンターにおいて一緒に勤務していたと記憶している同僚 1 名は、「申立人が昭和 55 年ごろから同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の入社時期及び厚生年金保険の加入状況等については分から

ない。」と供述している。

加えて、Aセンターに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた6名はいずれも申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人の入社時期及び厚生年金保険の加入状況等については記憶に無いと供述している。このうち2名は、「申立期間当時、同社における厚生年金保険の加入は希望制であり、すべての従業員を加入させる取扱いではなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 1 日から 52 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。
A社の事業主は父親であり、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月 11 日から 52 年 12 月 1 日までの期間はA社に勤務していたことが確認でき、また、47 年 5 月 1 日から同年 12 月 19 日までの期間については、申立事業所以外の事業所において勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録から、A社は、昭和 60 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の代表者である申立人の父は既に死亡し、その他の役員等の連絡先は不明であることから供述が得られず、同社及び代表者等から申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから供述が得られず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた4名はいずれも「申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入状況等については分からない。」と供述している。

加えて、申立人の厚生年金基金の加入記録は、上記被保険者名簿の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認でき、また、申立期間のうち昭和47年12月から52年11月までの期間については、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された社内旅行の写真及び預金通帳への給与振込記録等により、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の現在の事業主及び同社の社会保険事務を行っている税務会計事務所は、「同社は、申立期間当時、繁忙時期があるためパート従業員を多数雇用しており、短時間パートは厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかったため、申立人はパート従業員だったと思う。」と供述している。

なお、申立人が記憶している同僚及び社内旅行写真の参加者名簿で氏名が確認できる従業員等について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が無い者が複数いることが確認できる。

また、上記の税務会計事務所では、申立期間当時、A社では、従業員を厚生年金保険に加入させる場合は雇用保険もセットで加入させており、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員は全員が雇用保険の加入記録を有していると供述しているところ、申立人は、申立期間に同社における雇用保険の加入記録も無い。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る申立期間当時の健康保険証の整理番号には欠番は無く、同名簿の記載に不自然さはみられないところ、上記の税務会計事務所では、同事務所が保管している同社の被保険者台

帳の記載内容は健康保険厚生年金保険被保険者名簿と同じものとなっており、申立人に係る記載は無いと供述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 7 月 1 日から 27 年 9 月 30 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、A社は平成 15 年 5 月 * 日に解散しており、また、当時の事業主及び役員は死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の申立期間当時の従業員に照会したところ、4人から回答があり、うち3人は申立人を記憶していると回答しているが、申立人の入社日を記憶している従業員はおらず、申立人の同社における勤務開始日を確認できない。

さらに、回答があった4人の従業員のうち、自身の入社日を覚えていない1人を除く3人は、A社に入社後7か月から17か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうち2人はその事実を認めていることから、同社では入社から相当期間経過した後に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、申立期間当時のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険の番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然さは見当たらない上、厚生年金手帳記号番号払出簿には申立人の同社における資格取得日は昭和 27 年 9 月 30 日と記載されており、これは健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により
給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 10 月まで
A 社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当時の事業主の氏名を記憶しているが、同事業主は死亡しており、また、申立人は同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人のA社に係る勤務の実態等を確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

加えて、A社の事業が継承されたB社に勤務していた申立期間当時の事業主の息子（B社の取締役）は、「B社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、国民年金保険料を納付していた。前身のA社は個人経営で行われていたことから、同社が厚生年金保険に加入していたとは考えにくい。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月から 32 年 10 月まで
② 昭和 32 年 11 月から 33 年 5 月まで
③ 昭和 33 年 7 月から同年 11 月まで
④ 昭和 33 年 11 月から 34 年 4 月まで

厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の記録が無かった。申立期間①、②、③及び④は、それぞれタクシー会社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、同僚の供述から、期間は明らかでないものの、申立人がA社（現在は、B社）に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社が提出した申立期間①当時の健康保険及び厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を確認した結果、申立人に係る記載は無い。

また、申立期間①当時のA社の事務担当者は、既に死亡しており、事情を聴くことができず、申立人の勤務状況、保険料控除等を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に在籍していたことが確認できる従業員のうち、連絡のとれた4人は、入社してから4か月から2年経過後に厚生年金保険に加入したと供述しており、当該被保険者名簿の記録と一致している。

加えて、申立人が、申立期間①当時に同居していた同僚については、厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、事業主は、一部の従業員について

厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間②にC社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、当時の資料を保管していないため、申立期間②における勤務状況、保険料控除等については不明であると回答している。

また、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時に被保険者であったことが確認できる従業員の中で連絡の取れた5人のうち4人は申立人の氏名等を記憶しておらず、残る一人は、「申立人と同姓の者が在籍していたが、申立人とは特定できない。」と供述しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立人は、申立期間③にD社に勤務していたと申し立てている。

しかし、D社は、当時の資料を保管していないため、申立期間③における勤務状況、保険料控除等については不明であると回答している。

また、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時に被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡の取れた4人全員が申立人のことを記憶していないとしており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、上記従業員のうち、自身の入社時期を記憶していた二人は、「入社後、約4か月の試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立人は、申立期間④にE社に勤務していたと申し立てている。

しかし、E社は、当時の資料を保管していないため、申立期間④における勤務状況、保険料控除等については不明であると回答している。

また、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間④当時に被保険者であったことが確認できる従業員の中で、連絡の取れた4人のうち3人は申立人を記憶しておらず、残る一人は、「申立人と同姓の者が在籍していたが、申立人とは特定できない。」と供述しており、申立人の勤

務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、上記従業員のうち、自身の入社時期を記憶していた3人は、上記被保険者名簿の記録によれば、入社後2か月から1年経過後に厚生年金保険に加入しており、うち二人は「給与からの厚生年金保険料の控除は厚生年金保険に加入後からであった。」と供述している。

このほか、申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 58 年 7 月末まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「職歴証明書」から、申立人がA社を退職した日は、昭和 58 年 7 月 30 日であることが確認できる。

また、B社は、申立人は昭和 58 年 7 月 30 日に退職しているので同年 7 月 31 日を資格喪失日として届け出ており、申立人の給与から同年 7 月の厚生年金保険料は控除していない旨回答している上、厚生年金基金の加入記録とオンライン記録は一致している。

さらに、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に昭和 54 年 4 月 1 日から 58 年 7 月 30 日まで勤務していたことが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、申立人と同様に月末で被保険者資格を喪失している者が複数確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から33年8月31日まで

A社に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA社は、オンライン記録から、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の所在地を管轄する法務局における商業登記簿謄本から、同社は、既に昭和60年7月*日に解散していることが確認できる。

さらに、申立人の記憶する事業主及び同僚について、オンライン記録において該当する厚生年金保険被保険者を特定することはできないことから、申立期間当時における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の有無について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 10 年 6 月 29 日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、A社で代表取締役就任していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられている。申立期間に係る標準報酬月額を当初の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、平成 7 年 6 月から 10 年 2 月までの期間は 59 万円、同年 3 月から同年 5 月までの期間は 26 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(同年 6 月 29 日)の後の同年 7 月 15 日付けで、7 年 6 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額が 9 万 2,000 円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立期間当時及び上記減額処理が行われた時点において、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所に出向き、滞納保険料の解消について相談した結果、従業員全員の被保険者資格を喪失させることになった旨供述している。

さらに、申立人は、自身の標準報酬月額を減額処理する手続きを行った記憶は無いと主張しているが、申立人は、当該手続きに必要な会社印及び代表者印は自身が管理していた旨供述している上、A社の従業員一人は、減額処理が行われた当時、申立人は当該減額処理を認識していた旨供述していることから、申立人は、申立期間の標準報酬月額の減額処理を認識し、これを容認していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 16 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する平成 11 年 8 月分の給与支給明細書及びA社から提出された申立人の「健康診断個人票」の雇入年月日の日付から判断すると、申立人は、申立期間においても同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、申立人の保有する給与支給明細書により、平成 11 年 8 月分から 16 年 5 月分までの給与から合計 58 か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、当該控除月数は記録されている申立人の厚生年金保険の加入期間(58 か月)と一致している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、同社が、平成 21 年 6 月 8 日付けで、申立人の同社における資格取得日を 11 年 8 月 1 日から同年 7 月 16 日に訂正する旨を届け出ていることが確認でき、記録訂正は行われたが、厚生年金保険法 75 条の規定により保険給付には反映されない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているが、A社は、申立人からの申し出を受け当該訂正を届け出たが、厚生年金保険料は当月の給与から控除しており、平成 11 年 8 月の給与から控除した保険料は同年 8 月分の保険料であるため、申

立期間に係る保険料を給与から控除していなかった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 5 年 3 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社作成に係る賃金台帳から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、上記賃金台帳により、平成 4 年 9 月から 5 年 2 月までの給与から合計 6 か月分に係る厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認でき、控除されなかった月数は申立期間(6 か月)と一致している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(写し)により、同社が、政府の申立期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後の平成 21 年 9 月 18 日付けで、申立人の同社における資格取得日を 5 年 3 月 1 日から 4 年 9 月 1 日に訂正する旨を届け出ていることが確認でき、記録訂正は行われたが、厚生年金保険法 75 条の規定により保険給付には反映されない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が厚生年金保険被保険者から保険料を控除していたことが要件とされているが、A社は、申立人からの申出を受け当該訂正を届け出たが、申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していなかった旨回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。